

令和3年版

法人税申告書 地方法人税申告書の記載の手引

令和3年6月

国 税 庁

法人番号 7000012050002

社会保障・税番号制度〈マイナンバー制度〉について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。法人税及び地方法人税についても、税務署に申告書や申請書等を提出する際には、原則として、その申告書等に法人番号の記載が必要です。

国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト



目 次

1	申告に当たっての留意事項	1
2	各表の記載の仕方	2
	・別表一 各事業年度の所得に係る申告書—内国法人の分	2
	・別表二 同族会社等の判定に関する明細書	12
	・別表三(一) 特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書	15
	・別表三(一)付表 特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書	17
	・別表四 所得の金額の計算に関する明細書	18
	・別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	25
	・別表五(一)付表 種類資本金額の計算に関する明細書	30
	・別表五(二) 租税公課の納付状況等に関する明細書	31
	・別表六(一) 所得税額の控除に関する明細書	34
	・別表七(一) 欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書	37
	・別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書	42
	・別表十一(一) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	47
	・別表十一(一の二) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	49
	・別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書	53
	・別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書	56
	・別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	58
	・別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	67
	・別表十六(六) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書	70
	・別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	74
	・別表十六(八) 一括償却資産の損金算入に関する明細書	75
	・別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書	76
	・別表十八 法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書	79
3	中小企業者の判定等	81

略 語

法	法人税法（昭 40 法律第 34 号）
令	法人税法施行令（昭 40 政令第 97 号）
規則	法人税法施行規則（昭 40 大蔵省令第 12 号）
地方法	地方法人税法（平 26 法律第 11 号）
地方規則	地方法人税法施行規則（平 26 財務省令第 22 号）
措置法	租税特別措置法（昭 32 法律第 26 号）
措置法令	租税特別措置法施行令（昭 32 政令第 43 号）
措置法規則	租税特別措置法施行規則（昭 32 大蔵省令第 15 号）
耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭 40 大蔵省令第 15 号）
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平 23 法律第 29 号）
震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平 23 政令第 112 号）
震災特例法規則	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平 23 財務省令第 20 号）
復興財源確保法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平 23 法律第 117 号）
新型コロナ税特法	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令 2 法律第 25 号）
新信託法	信託法（平 18 法律第 108 号）
特定非営利活動促進法一部改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平 23 法律第 70 号）

(注) 1 この手引は、令和 3 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度等分の法人税及び地方法人税の申告書別表に対応しています。

2 適用額明細書の添付について

中小企業者等の法人税率の特例（措置法 42 の 3 の 2）をはじめとする法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付する必要があります。

適用額明細書の記載方法については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に「租特透明化法に基づく『適用額明細書の記載の手引（単体法人用）』」を掲載していますので参照してください。

1 申告に当たっての留意事項

(1) 完全支配関係の系統図の添付

当期末において他の法人との間に法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係がある場合には、完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図を添付してください（法規35四）。

(2) 組織再編成に係る契約書等の提出

組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除きます。）、現物分配、株式交換又は株式移転をいいます。以下同じです。）に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書その他これらに類するものの写しを添付してください（法規35五）。

また、組織再編成（株式交換、株式移転及び株式交付を除きます。）により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人その他の株主等に移転した資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項又は組織再編成（現物分配にあつては、適格現物分配に限ります。）により当該組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人若しくは株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主若しくは株式交付子会社の株主から移転を受けた資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項に関する明細書（株式交付に係る株式交付子会社の株主から資産の移転を受けた場合には、その株主交付子会社の株主に対して交付した株主交付親会社の株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を含みます。）を添付してください（法規35六）。

（注）組織再編成を行っていない場合には、添付は不要です。

(3) 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書等を提出する場合には、申告書等には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

（注）平成19年度税制改正における新信託法の制定に伴う法の改正後の規定は、原則として、新信託法の施行の日（平成19年9月30日）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含みます。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。）については、従前どおりとされています（平成19年改正法附則34①、平成19年改正令附則8）。

（新法信託とは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項（新法の適用等）の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託をいいます。）

2 各表の記載の仕方

別表一

各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分

1 この表の用途

この表は、内国法人が確定申告（法第74条第1項（確定申告）の規定による申告書（その申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。以下同じです。）若しくは仮決算による中間申告（法第72条第1項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定による申告書の提出をいいます。以下同じです。）又はこれらの申告に係る修正申告（修正申告書の提出をいいます。以下同じです。）をする場合及び地方法第6条第1号に掲げる法人が確定申告（地方法第19条第1項（確定申告）の規定による申告書（その申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。以下同じです。）若しくは仮決算による中間申告（地方法第17条第1項（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等）の規定による申告書の提出をいいます。以下同じです。）又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に使用します。

※ 連結親法人は別表一の二を、外国法人は別表一の三をそれぞれ使用してください。

2 各欄の記載要領

(1) 確定申告又は仮決算による中間申告の場合

欄	記載要領	注意事項
「法人名」及び「代表者」	法人名及び代表者名を記載してください。	必ずフリガナを付けてください。
「法人番号」	国税庁から通知を受けた13桁の法人番号を記載します。	法人番号は国税庁法人番号公表サイト (https://www.houjin-bangou.nta.go.jp) から検索することができます。
「法人区分」		11ページの「(参考) 税率区分」の法人区分欄を参照してください。
「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの」	<p>当期末における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下又は資本若しくは出資を有しない普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人」を○で囲んで表示します。</p> <p>(1) 相互会社</p> <p>(2) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人</p> <p>① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> <p>② 相互会社（外国相互会社を含みます。）</p> <p>③ 法第4条の7（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）</p> <p>(3) その普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれかの大法人が有するものとみなしたときにそのいずれかの大法人による完全支配関係があることとなる法人</p>	非中小法人の判定については、81ページを参照してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	(4) 投資法人 (5) 特定目的会社 (6) 受託法人	
「同非区分」	別表二の「判定結果 18」で判定した区分を○で囲んで表示します。	
「旧納税地及び旧法人名等」	当期中に納税地若しくは法人名に異動があった場合又は合併法人が被合併法人の最後事業年度の申告をする場合には旧納税地又は旧法人名（被合併法人名）を、本店又は主たる事務所の所在地と納税地とが異なる場合には本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。	
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありません。 ただし、「売上金額」欄については、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別損益を除きます。）を100万円単位（100万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> 翌年以降送付要否 </div> <div style="display: inline-block; margin-left: 10px;"> <input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否 </div>	税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌期以降、申告書用紙（別表一、別表一次葉、別表セット、勘定科目内訳明細書及び適用額明細書並びに法人事業概況説明書又は会社事業概況書をいいます。）の送付が不要な場合は、「否」を○で囲んで表示します。	「送付不要」としている法人が、翌期以降、「要」欄に○をしても、申告書用紙のうち別表セット及び勘定科目内訳明細書は送付されませんが、送付が必要な場合には、所轄の税務署へ御連絡ください。 なお、税理士関与のある法人の場合は申告書用紙の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ」を送付することとしておりますので、この欄への記載は不要です。 また、申告書用紙などの各種の様式は、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> 適用額明細書提出の有無 </div> <div style="display: inline-block; margin-left: 10px;"> <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 </div>	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第3条第1項（適用額明細書の提出義務）に規定する適用額明細書を申告書に添付する場合には、「有」を○で囲んで表示します。 また、当期において、税額又は所得の金額を減少させる法人税関係の租税特別措置の適用を受けないため、適用額明細書を提出しない場合には、「無」を○で囲んで表示します。	適用額明細書の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係の租税特別措置の適用が受けられないこととされています。 これらの場合においても、その後誤りのない適用額明細書の提出があったときは、故意に、添付がなかった場合又は虚偽の記載があった場合を除いて、法人税関係の租税特別措置の適用を受けることができますので、できるだけ速やかに、誤りのない適用額明細書の提出をお願いします。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 8px;"> 税理士法第30条 の書面提出有 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 8px;"> 有 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 8px;"> 税理士法第33条 の2の書面提出有 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 8px;"> 有 </div> </div>		<p>税理士法第 30 条(税務代理の権限の明示)又は第 33 条の 2 (計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄を○で囲んで表示します。</p>	
「事業年度分の法人税 申告書」 及び 「課税事業年度分の地方法人税 申告書」		<p>空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「確定」又は「中間」と記載します。 なお、期限後申告書である場合には、「期限後確定」と記載してください。</p>	<p>この申告が中間申告書である場合には、更に、 「[中間申告の場合 令和 年 月 日] [の計算期間 令和 年 月 日]」 にその計算期間を記載してください。</p>
法人税額の計算	「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 5」	<p>次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します (1)及び(2)のいずれにも該当する場合には、これらの合計額を記載します。)</p> <p>(1) 別表六(三十五)「31」に金額の記載がある場合、その金額を記載します。</p> <p>(2) 当期が、法第 4 条の 5 第 1 項(連結納税の承認の取消し等)の規定により法第 4 条の 2 (連結納税義務者)の承認を取り消された日の前日の属する事業年度で、次に掲げる規定の適用がある場合、これらの規定により当期の法人税額に加算される金額を記載します。</p> <p>① 措置法第 42 条の 6 第 5 項 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>② 措置法第 42 条の 9 第 4 項 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)</p> <p>③ 措置法第 42 条の 12 の 4 第 5 項 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>④ 令和 3 年改正前の措置法第 42 条の 12 の 3 第 5 項 (特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>⑤ 平成 30 年改正前の措置法第 42 条の 5 第 5 項 (エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p>	<p>この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。</p>
	「法人税額計 10」	<p>措置法第 62 条第 1 項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、使途秘匿金の支出の額の 40%相当額をこの欄の上段に外書として記載します。</p>	<p>この場合、「控除税額 13」及び「差引所得に対する法人税額 14」には、この外書として記載した金額を「10」に含めて計算します。</p>
	「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 12」	<p>当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する事業年度開始の日から 5 年以内に開始した事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される法人税額のうち前期以前の法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。</p>	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法人 税 額 の 計 算	「差引所得に対する法人税額 14」	この金額が 100 円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
	「中間申告分の法人税額 15」	この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき法人税額を記載します。	その税額の納付の有無にかかわらず記載します。
	「差引確定法人税額 (14) - (15) 16」 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入 </div>	この金額が 100 円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「中間納付額 26」に記載します。	
	「所得税の額 17」	別表六(一)の「6の③」に内書きした金額がある場合には、その金額を別表六(一)の「6の③」の金額から控除した金額を記載します。	
	「所得税額等の還付金額 25」	この申告が仮決算による中間申告である場合に、法第 78 条《所得税額等の還付》の規定による還付を受けようとするときは、「所得税の額 17」の金額、「控除しきれなかった金額 21」の金額又は別表七(一)の「13の③」の金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。	
	「所得税額等の還付金額 25」から「計 28」までの各欄	この申告が確定申告であり、かつ、所得税額等の還付金額、法人税の中間納付額の還付金額又は欠損金の繰戻しによる還付請求税額がある場合に、それぞれの金額を記載します。	
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 27」	この申告が確定申告である場合には、欠損金の繰戻しによる還付請求書の「還付金額 15」をこの欄の外書に移記します。	<p>次の事業年度の区分に応じ、それぞれ次の法人については、法第 80 条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。ただし、清算中に終了する事業年度、解散（適格合併による解散を除きます。）若しくは事業の全部の譲渡などの特別の事実があるとき又は同条第 5 項に規定する災害損失欠損金額があるときは、同条の規定の適用を受けることができます。</p> <p>(1) 平成 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度 ((2) の事業年度を除きます。)</p> <p>措置法第 66 条の 12 各号《中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用》に掲げる法人以外の法人</p> <p>(2) 令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する事業年度 (以下「特例事業年度」といいます。) 新型コロナ税特法第 7 条各号《大規模法</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
法人税額の		<p>人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付)に掲げる法人</p> <p>なお、普通法人(投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。)のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円(特例事業年度にあつては、10億円)以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(相互会社を除きます。)(当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上(特例事業年度にあつては、10億円超)である法人等による完全支配関係がある法人など法第66条第6項第2号又は第3号(各事業年度の所得に対する法人税の税率)に掲げる法人(特例事業年度にあつては、新型コロナ特法第7条第2号又は第3号に掲げる法人)に該当するものを除きます。)など、措置法第66条の12各号に掲げる法人(特例事業年度にあつては、新型コロナ特法第7条各号に掲げる法人以外の法人)の各事業年度において生じた欠損金額については、法第80条の規定の適用を受けることができます。</p>
計算	<p>「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額(1)と800万円×$\frac{12}{12}$のうち少ない金額)50」</p> <p>「50」は、次のいずれかに該当する法人が記載します。</p> <p>(1) 内国法人である普通法人で法第66条第2項の規定の適用を受けるもの</p> <p>(2) 公益法人等(次のイ及びロに掲げる法人に限ります。)又は人格のない社団等</p> <p>イ 一般社団法人等(非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人)</p> <p>ロ みなし公益法人等(認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合)</p> <p>(3) 公益法人等(2)イ及びロの法人を除きます。)、協同組合等及び措置法第67条の2第1項(特定の医療法人の法人税率の特例)の規定の適用を受ける医療法人のうち、措置法第42条の3の2(中小企業者等の法人税率の特例)の規定の適用を受けるもの</p> <p>なお、分子の空欄には、当期の月数(暦に従っ</p>	<p>中小法人の判定については、81ページを参照してください。</p> <p>左記の「敷地分割組合」については、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第119号)附則第1条第9号に定める日から施行されます。</p>

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法人 税 額 の 計 算		て計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。 また、この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	
	「(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 51」	特定の協同組合等（措置法第68条（特定の協同組合等の法人税率の特例）の規定の適用を受ける協同組合等）が記載します。	
	「(50)の15%又は19%相当額 53」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 措置法第42条の3の2の規定の適用を受ける場合 「(50)の15%又は19%相当額」 (2) (1)の規定の適用を受けない場合 「(50)の15%又は19%相当額」	普通法人のうち適用除外事業者に該当する法人には、軽減税率の特例措置（左記(1)）は適用されませんので御注意ください。 (注) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の平均が15億円を超える法人などをいいます(87ページを参照してください)。
	「(52)の19%又は23.2%相当額 55」	「55」は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 公益法人等（「50」の記載要領(2)イ及びロの法人を除きます。）、協同組合等及び措置法第67条の2第1項の規定の適用を受ける医療法人 「(52)の19%又は23.2%相当額」 (2) (1)以外の法人 「(52)の19%又は23.2%相当額」	
	「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額 41」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する課税事業年度開始の日から5年以内に開始した課税事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される地方法人税額のうち前期以前の地方法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。	
地方 法 人 税 額 の 計 算	「差引地方法人税額 42」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
	「中間申告分の地方法人税額 43」	この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき地方法人税額を記載します。	その税額の納付の有無にかかわらず記載します。
	「差引確定地方法人税額 (42)－(43) 44」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「この申告による還付金額 45」に記載します。	
	「この申告による還付金額 45」	この申告が確定申告であり、かつ、地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合に、その金額を記載します。 また、この欄の外書には、「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 27」の外書に記載した金額がある場合において、地方法第23条第1項（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付）に規定する	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
地 方 法 人 税 額 の 計 算		<p>確定地方法人税額があるときに、次の還付所得事業年度に該当する課税事業年度の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>なお、この金額が法第80条第1項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度の別表一の「40」+「41」+「42」により計算した金額を超える場合には、その計算した金額を記載します。</p> <p>(1) 令和元年10月1日以前に開始した課税事業年度「27」の外書の金額×4.4%</p> <p>(2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度「27」の外書の金額×10.3%</p>	<p>この計算に当たって、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる金額を控除します。</p> <p>(1) 左記の「課税事業年度」に係る事業年度の別表一の「5」、「7」又は「10の外書」に金額の記載がある場合……これらの金額にそれぞれ4.4%又は10.3%を乗じた金額の合計額</p> <p>(2) 左記の「課税事業年度」に係る地方法人税のうち既に地方法第23条第1項の規定により還付された金額がある場合……その還付された金額</p>
	「所得の金額に対する法人税額 56」及び「課税留保金額に対する法人税額 57」	「所得の金額に対する法人税額 33」及び「課税留保金額に対する法人税額 34」の金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
「剰余金・利益の配当（剰余金の分配）の金額」	当期にその支払に係る効力が生ずる令第9条第1項第8号（利益積立金額）に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額のほか、みなし配当の金額を含めて記載します。		
「残余財産の最後の分配又は引渡しの日」	当期が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合において、当期末の翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときに、その分配又は引渡しの日を記載します。	平成22年9月30日以前に解散した場合には記載する必要はありません。	
「還付を受けようとする金融機関等」	<p>「計28」及び「この申告による還付金額45」の還付金額の受取については、希望する振込先預貯金口座等を次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 銀行等の預金口座の場合（(2)の場合を除きます。） 金融機関名、本支店名、預金種類及び口座番号を記載してください。</p> <p>(2) ゆうちょ銀行の貯金口座の場合 「ゆうちょ銀行の貯金記号番号」に貯金総合通帳の記号番号のみを記載してください。</p> <p>(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望する場合には、「郵便局名等」に受取を希望する郵便局名等のみを記載してください。</p>	<p>(1) 欠損金の繰戻しによる還付請求税額があるときは、別に還付請求書の提出が必要です。</p> <p>(2) 口座名義は、申告書に記載した法人名義の口座をご利用ください。口座名義に店舗・事務所名などが含まれている場合や商号変更前の名称である場合には、振込みができないことがあります。</p>	

(2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

欄		記載要領	注意事項
「事業年度分の法人税申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税申告書」		空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正確定」又は「修正中間」と記載します。 なお、法人税のみ修正申告を行う場合には、「課税事業年度分の地方法人税申告書」を二重線で消去し、地方法人税のみ修正申告を行う場合には、「事業年度分の法人税申告書」を二重線で消去します。	
法人税額の計算	「中間申告分の法人税額 15」	この申告前の確定申告等において法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の法人税額を記載します。	
	「所得税額等の還付金額 25」又は「中間納付額 26」		既に還付を受けているかどうかにかかわらず記載します。
	「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 27」	法第 80 条の規定により還付請求をした法人税の額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載します。この場合において、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 500,000円 同上の還付加算金 30,000円 修正申告による還付金額 300,000円 還付を受けるべき金額に対応する還付加算金 $30,000円 \times \frac{300,000円}{500,000円}$ =18,000円 この欄に記載する金額 300,000円+18,000円 =318,000円
	「法人税額 63」	この申告前の申告書の「16」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額」の金額から中間申告分の法人税額を控除した金額を記載します。	
	「還付金額 64」	この申告前の申告書の「25」及び「26」の金額に、既に還付された欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額を加算した金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額及び「還付金額」の金額並びに中間申告分の法人税額から法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額」の金額を控除した金額の合計額を記載します。	欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。
「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((16)-(63))若しくは((16)+(64))又は((64)-(28)) 65」		「16」、「28」、「63」及び「64」の各欄のうち記載金額のある欄に応じ、次の金額を記載します。この場合、その金額が 100 円未満となるときは記載しないでください。 (1) 「16」と「63」とがある場合には、「16」の金	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法人 税 額 の 計 算		額から「63」の金額を控除した金額 (2) 「16」と「64」の本書とがある場合には、「16」の金額と「64」の本書の金額との合計額 (3) 「28」の本書と「64」の本書とがある場合には、「64」の本書の金額から「28」の本書の金額を控除した金額	
	「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 27」、「計 28」、「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 30」、「還付金額 64」及び「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 65」の外書	各欄の外書は、この申告が欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。 (1) 「27」及び「28」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。 (2) 「64」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。 (3) 「30」及び「65」には、「64」の外書の金額から「28」の外書の金額を控除した金額を外書きします。	
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「中間申告分の地方法人税額 43」	この申告前の確定申告等において地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の地方法人税額を記載します。	
	「この申告による還付金額 45」		既に還付を受けているかどうかにかかわらず記載します。
	「この申告による還付金額 45」の外書	法第 80 条の規定により還付請求をした法人税の額に係る地方法第 23 条第 1 項に規定する確定地方法人税額について、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を記載します。この場合、既に同項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 50,000 円 同上の還付加算金 3,000 円 修正申告による還付金額 30,000 円 還付を受けるべき金額に対応する還付加算金 $3,000 \text{ 円} \times \frac{30,000 \text{ 円}}{50,000 \text{ 円}}$ =1,800 円 この欄に記載する金額 30,000 円+1,800 円 =31,800 円
	「確定地方法人税額 71」	この申告前の申告書の「44」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額から中間申告分の地方法人税額を控除した金額を記載します。	
	「中間還付額 72」	この申告前の申告書の「45」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、中間申告分の地方法人税額から地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額を控除した金額を記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「欠損金の繰戻しによる還付金額 73」	地方法第 23 条第 1 項の規定により既に還付された金額がある場合に、その金額を記載します。 なお、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付金額」の金額を記載します。	地方法第 23 条第 1 項の規定により還付を受けた金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。
	「この申告により納付すべき地方法人税額 ((44) - (71)) 若しくは ((44) + (72) + (73)) 又は ((72) - (45)) + ((73) - (45の外書)) 74」	次に掲げる場合に依り、それぞれ次により記載します。ただし、この金額が 100 円未満となる場合は記載しないでください。 (1) 「44」に記載がある場合 イ 「71」に記載がある場合 ((44) - (71)) 若しくは ((44) + (72) + (73)) 又は ((72) - (45)) + ((73) - (45の外書)) ロ 「72」と「73」のいずれか又は両方に記載がある場合 ((44) - (71)) 若しくは ((44) + (72) + (73)) 又は ((72) - (45)) + ((73) - (45の外書)) (2) 「45」の本書と外書のいずれか又は両方に記載がある場合で、「72」と「73」のいずれか又は両方に記載がある場合 ((44) - (71)) 若しくは ((44) + (72) + (73)) 又は ((72) - (45)) + ((73) - (45の外書))	「欠損金の繰戻しによる還付金額 73」に金額の記載がない場合は、「73」 - 「45の外書」の金額を 0 として計算した金額を記載します。

(参考) 税 率 区 分

法人区分	税率	適用額明細書の提出あり	
		軽減税率の特例	適用除外事業者
(1) 普通法人(2/8を除きます。)	23.2%	—	—
(2) 普通法人(法66②の適用を受けるものに限り、8を除きます。)	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:23.2%	800万円以下:19% 800万円超:23.2%
(3) 一般社団法人等…非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:23.2%	—
(4) みなし公益法人等…特定非営利活動法人、認可地縁団体等	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:23.2%	—
(5) 人格のない社団等…法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあるもの	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:23.2%	—
(6) 公益法人等(3/4を除きます。)…社会医療法人、学校法人など法別表第二(公益法人等の表)に掲げる法人	19%	800万円以下:15% 800万円超:19%	—
(7) 協同組合等(9を除きます。)…農業協同組合、漁業協同組合など法別表第三(協同組合等の表)に掲げる法人	19%	800万円以下:15% 800万円超:19%	—
(8) 特定の医療法人…措置法67の2①の規定の適用を受ける医療法人	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:19%	19%
(9) 特定の協同組合等…措置法68①の規定の適用を受ける協同組合等	10億円以下:19% 10億円超:22%	800万円以下:15% 800万円超:19% 10億円超:22%	—

(注) 1 適用額明細書の提出がない場合には、軽減税率の特例の適用はありませんので御注意ください。(2)~(9)の法人の「税率」の欄については、適用額明細書の提出がない場合に適用される税率を表示しています。
2 (2/8)の法人については、適用除外事業者の判定が必要となります。
3 普通法人とは、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等以外の法人をいいます(例:株式会社、非営利型法人に該当しない一般社団法人及び一般財団法人、医療法人など)。
4 (3)~(6)の法人については、収益事業を行う場合に適用される税率を表示しています。

別表二

「同族会社等の判定に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、会社（投資法人を含みます。以下同じです。）が法第2条第10号（定義）に規定する同族会社（以下「同族会社」といいます。）に該当するかどうか及び法第67条第1項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社（以下「特定同族会社」といいます。）に該当するかどうかを判定する場合に記載します。

なお、この明細書による判定は、当期末の現況により行います。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額1」の内書	その会社が有する自己の株式の数又は出資の金額がある場合に、その自己の株式の数又は出資の金額を記載します。 この場合において、「株式数等による判定3」及び「株式数等による判定12」の各欄は、その内書きした数又は金額を分母の数又は金額から控除して計算します。	「1」の本書には、その自己の株式の数又は出資の金額を含む発行済株式の総数又は出資の総額を記載することになりますので、御注意ください。
「期末現在の議決権の総数4」、「(20)と(22)の上位3順位の議決権の数5」、「議決権の数による判定6」、「(22)の上位1順位の議決権の数13」、「議決権の数による判定14」、「議決権の数20」及び「議決権の数22」	その会社が令第4条第3項第2号イからニまで（同族関係者の範囲）及び第139条の7第3項第2号イからニまで（被支配会社の範囲）に掲げる議決権に関して内容の異なる種類の株式（出資を含みます。以下「種類株式」といいます。）を発行していない場合には記載する必要はありません。 ただし、この場合であっても、議決権を行使することができない株主等が有するその議決権（以下「行使不可能議決権」といいます。）の数がある場合には、記載する必要がありますので、御注意ください。	
「期末現在の議決権の総数4」の内書	その会社が発行している株式に行使不可能議決権の数がある場合に、その行使不可能議決権の数を記載します。 この場合において、次の各欄はそれぞれ次により記載します。 (1) 「議決権の数による判定6」及び「議決権の数による判定14」の各欄 「4」で内書きした数を分母の数から控除して計算します。 (2) 「議決権の数20」及び「議決権の数22」の各欄 行使不可能議決権の数を控除して記載します。	「4」の本書には、その行使不可能議決権の数を含む議決権の総数を記載することになりますので、御注意ください。
「期末現在の議決権の総数4」、「(20)と(22)の上位3順位の議決権の数5」及び「議決権の数による判定6」	その会社が種類株式を発行している場合において、これらの各欄に記載すべき総数、数及び割合（以下「判定割合」といいます。）は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の総数、数及び判定割合を記載します。	その会社が発行している種類株式の内容に関する明細及び左記の計算の基礎となった議決権以外のものに係る判定割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「特定同族会社の判定」の各欄	<p>次のいずれかに該当する場合には記載する必要はありません。</p> <p>(1) 当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である場合（法第66条第6項第2号から第5号まで（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除きます。）</p> <p>(2) 清算中である場合</p>	<p>特定同族会社の判定については、82ページを参照してください。</p>
「(22)の上位1順位の議決権の数13」及び「議決権の数による判定14」	<p>その会社が種類株式を発行している場合において、これらの各欄に記載すべき数及び判定割合は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の数及び判定割合を記載します。</p> <p>この場合において、同族会社の判定割合の基礎となった議決権の内容と特定同族会社の判定割合の基礎となった議決権の内容とが異なるときは、その特定同族会社の判定割合の基礎となった議決権の数（行使不可能議決権の数を除きます。）を「議決権の数22」の上段に外書として記載し、「(22)の上位1順位の議決権の数13」及び「議決権の数による判定$\frac{(13)}{(4)}$14」の各欄は、それぞれ「(22)の外書の上位1順位の議決権の数13」及び「議決権の数による判定$\frac{(13)}{(22\text{の外書の合計})}$14」として記載します。</p>	<p>その会社が発行している種類株式の内容に関する明細及び左記の計算の基礎となった議決権以外のものに係る判定割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。</p>
「期末現在の社員の総数7」、「社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数8」、「社員の数による判定9」、「(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数15」及び「社員の数による判定16」	<p>その会社が合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」といいます。）である場合に限り、記載します。</p> <p>ただし、「株式数等による判定3」若しくは「議決権の数による判定6」のうちいずれかの判定により同族会社に該当する場合又は「株式数等による判定12」若しくは「議決権の数による判定14」のうちいずれかの判定により特定同族会社に該当する場合には、「7」から「9」まで又は「15」及び「16」の各欄は記載する必要はありません。</p>	
「期末現在の社員の総数7」、「社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数8」及び「(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数15」	<p>持分会社である会社の社員の総数及び数を記載します。</p> <p>ただし、その持分会社が業務を執行する社員（以下「業務執行社員」といいます。）を定めている場合には、その業務執行社員の総数及び数を記載します。</p>	<p>業務執行社員に該当する者については、「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」の「氏名又は法人名」にその旨を記載します。</p>
「判定結果18」	<p>該当するものを○で囲んで表示します。</p>	<p>判定は、次のようになります。</p> <p>(1) 「特定同族会社の判定割合17」が50%超……特定同族会社</p> <p>(2) 「特定同族会社の判定割合17」が50%以下（記載する必要がない場合を含みます。）で「同族会社の判定割合10」が50%超……同族会社</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		(3) 「同族会社の判定割合10」が50%以下……非同族会社
「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」の各欄	<p>その会社の株主（又は社員）の1人及びその同族関係者（以下「株主グループ」といいます。）の所有する株式数又は出資の金額の合計が最も多いものから順次記載しますが、「その他の株主等」の「株式数又は出資の金額 21」又は「議決権の数 22」に記載された株主グループが3つになったときは、その他の株主グループについては記載する必要はありません。</p> <p>なお、その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社は判定基準となる株主（社員）に含まれません。</p>	筆頭株主が非同族会社である場合にも1グループとして記載します。
「被支配会社でない法人株主等」の各欄	「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」に記載された株主（又は社員）が非同族会社である場合又は特定同族会社に該当しない同族会社である場合（被支配会社に該当し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であること及び清算中であることにより特定同族会社に該当しないこととされる場合を除きます。）に、その株主（又は社員）が所有する株式数又は出資の金額等を記載します。	
「議決権の数 20」及び「議決権の数 22」	<p>個人又は法人との間でその個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が有する議決権（以下「同意議決権」といいます。）について、令第4条第6項又は第139条の7第6項の規定の適用がある場合には、次の区分に応じて、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 同意議決権を有する者 「議決権の数」に、その同意議決権の数を△印を付けて外書として「外同意△××」のように記載します。</p> <p>(2) 同意を受けている者 「議決権の数」に、その同意議決権の数を外書として「外同意××」のように記載します。</p>	左記(2)で外書きした同意議決権の数については、「(20)と(22)の上位3順位の議決権の数5」又は「(22)の上位1順位の議決権の数13」への株主グループが有する「議決権の数」の移記に当たっては、本書に加算した上で記載します。

3 根拠条文

法20、67、令4、139の7

別表三(一)

「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、別表二の「判定結果 18」において「特定同族会社」に該当する法人が、法第 67 条第 1 項(特定同族会社の特別税率)の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 当期の所得の金額の計算上、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額がある場合には、当期の所得金額が 0 であっても、当期の留保金額について法第 67 条の規定による特定同族会社の特別税率が適用されることがありますので御注意ください。

- ① 非適格合併による移転資産等の譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額 (法 67③)
- ② 受取配当等の益金不算入額 (令第 139 条の 9 (他の連結法人から受ける配当等の額)の配当等の額に係る金額を除きます。) (法 67③)
- ③ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (法 67③)
- ④ 受贈益の益金不算入額 (法 67③)
- ⑤ 法人税額の還付金等 (過誤納及び中間納付額に係る還付金を除きます。)の益金不算入額及び益金不算入附帯税 (利子税を除きます。)の受取額 (法 67③)
- ⑥ 繰越欠損金又は災害損失金の損金算入額 (法 67③)
- ⑦ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額 (法 67③)
- ⑧ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (措置法 59⑤)
- ⑨ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (措置法 59 の 2 ⑥)
- ⑩ 沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (措置法 60⑥)
- ⑪ 国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額 (措置法 61⑤)
- ⑫ 収用換地等の場合の所得の特別控除額 (措置法 65 の 2 ⑨)
- ⑬ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除額 (措置法 65 の 3 ⑦、65 の 4 ⑤、65 の 5 ④、65 の 5 の 2 ⑤)
- ⑭ 超過利子額の損金算入額 (措置法令 39 の 13 の 3 ⑥)
- ⑮ 特定外国子会社等又は特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (措置法 66 の 8 ⑮、⑯、66 の 9 の 4 ⑬、⑭)
- ⑯ 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額 (措置法 66 の 13⑮)
- ⑰ 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (措置法 67 の 3 ⑦)
- ⑱ 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される所得の金額のうち、相手国の居住者に支払われない金額 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 7 ③)

2 記載の手順

この明細書は、まず、「課税留保金額の計算」(「9」から「28」まで)及び別表三(一)付表(「特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書」)を記載し、次に「留保金額に対する税額の計算」(「1」から「8」まで)を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「課税留保金額」の「1」及び「2」	「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。	
「年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額」 ($((21)-(1))$ 又は $(1 \text{ 億円} \times \frac{\quad}{12})$)	「課税留保金額 21」の金額が年 3,000 万円相当額を超える場合に、年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額を記載します。 この場合、その金額に 1,000 円未満の端数が生	

欄	記載要領	注意事項
「(1)のいずれか少ない金額」 2」	じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税留保金額 21」で切り捨てた 1,000 円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	
「留保所得金額（別表四「48の②」）9」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 法第 62 条の 5 第 4 項（現物分配による資産の譲渡）の規定の適用がある場合 別表四「17」の金額をこの欄の上段に内書として記載します。 (2) 措置法第 66 条の 13 第 10 項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用がある場合 別表十（六）「12」の金額をこの欄に含めて記載します。	この場合、「19」はその内書きした金額を「9」の金額から減算して計算します。
「当期末配当等の額（連結法人間配当等の額を除く。）11」	剰余金の配当若しくは利益の配当（その支払に係る基準日が当期に属するものでその支払に係る決議の日が当期末の翌日から当期に係る決算の確定の日までの期間にあるものに限り、その基準日にその法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に支払うものを除きます。）又は金銭の分配（投資信託及び投資法人に関する法律第 137 条の金銭の分配をいい、その支払に係る基準日が当期に属するものに限り、）により減少する法第 2 条第 18 号（定義）に規定する利益積立金額を記載します。	
「連結法人間配当等の当期支払額 16」	配当等の支払に係る基準日（その定めが無い場合には、その支払に係る効力が生ずる日。以下同じです。）にその法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当期に支払う令第 139 条の 8 第 1 項（留保金額から控除する金額等）に規定する配当等の額（適格現物分配に係るものを含まず。）を記載します。	
「連結法人間配当等の当期受取額 17」	配当等の支払に係る基準日にその法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当期に受け取る令第 139 条の 8 第 1 項に規定する配当等の額を記載します。	
「住民税額の計算の基礎となる法人税額」の各欄	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 措置法第 42 条の 4 第 4 項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者等に該当する法人である場合「23」に記載します。 (2) (1)以外の法人である場合「22」に記載します。	措置法第 42 条の 4 第 4 項に規定する中小企業者等とは、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいいます。 なお、中小企業者及び適用除外事業者の判定については、87 ページを参照してください。
「住民税額 ((22) 又は (23)) × 10.4% 24」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 措置法第 42 条の 4 第 4 項に規定する中小企業者等に該当する法人である場合 ((22)又は(23)) × 10.4% (2) (1)以外の法人である場合 ((22)又は(23)) × 10.4%	

別表三（一）付表

「特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、別表二の「判定結果 18」において「特定同族会社」に該当する法人が、法第 67 条第 1 項（特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「適格合併等により増加した利益積立金額 4」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した利益積立金額 5」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した利益積立金額を記載します。	
「積立金基準額 7」	この金額がマイナスとなる場合には、0 と記載します。 なお、「期末利益積立金額 6」の金額がマイナスである場合には、「同上の 25%相当額 2」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「2」の金額が 25,000,000円、「6」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と 5,000,000円との合計額 30,000,000円を「7」に記載します。
「定額基準額 2,000 万円× $\frac{1}{12}$ 8」	$\frac{1}{12}$ の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）（別表四「19」及び益金不算入附帯税（利子税を除く。）の受取額） 14」	別表四の「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等 19」の金額並びに法第 26 条第 4 項（還付金等の益金不算入）に規定する附帯税（利子税を除きます。）の負担額として内国法人（連結親法人）が受け取る金額及び同条第 5 項に規定する他の内国法人（連結法人）が附帯税（利子税を除きます。）の負担額の減少額として受け取る金額の合計額を記載します。	法第 26 条第 4 項に規定する法人税の負担額及び地方法人税の負担額として内国法人（連結親法人）に帰せられる金額並びに同条第 5 項に規定する法人税の減少額及び地方法人税の減少額として他の内国法人（連結法人）に帰せられる金額は、含まれません。
「他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 18」	別表八（三）「13」の金額のうちに法第 62 条の 5 第 4 項（現物分配による資産の譲渡）の規定により益金の額に算入されない金額に対応する部分の金額がある場合には、その対応する部分の金額を控除した金額の合計額を記載します。	

3 根拠条文

法 67、令 139 の 7～140

別表四

「所得の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、損益計算書に掲げた当期利益の額又は当期欠損の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の所得金額若しくは欠損金額又は留保金額を計算するために使用します。

なお、各欄の記載に当たり、その各欄の算定を示す他の別表がある場合には、まず当該他の別表を記載して、その結果を移記してください。

(注) 沖縄の認定法人の課税の特例など特殊な調整事項のない法人については、この明細書について「簡易様式」を御利用ください。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期利益又は当期欠損の額1」の「総額①」	損益計算書の当期利益の額又は当期欠損の額を記載します。この場合、当期利益の額又は当期欠損の額のうち前期から繰り越された利益の額又は欠損の額を含むときは、前期から繰り越された利益の額又は欠損の額を控除した金額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額1」の「社外流出③」の「配当」	当期にその支払に係る効力が生ずる令第9条第1項第8号(利益積立金額)に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額及び当期に生じた同項第12号から第14号までに掲げる金額の合計額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額1」の「留保②」	「総額①」に記載した金額から「社外流出③」に記載した金額の合計額を減算した金額を記載します。	「社外流出③」に記載した金額が「総額①」に記載した金額を超えるときは、その超える金額を「留保②」に△印を付して記載します。
「損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)2」	別表五(二)の「計5」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	(1) その記載した金額のうち別表五(二)の「仮払経理による納付④」の本書の金額がある場合には、この明細書の「減算」の空欄に「仮払税金」等と記載の上、その合計額を「総額①」及び「留保②」に併せて記載します。 (注) この仮払税金をその後の事業年度において消却した場合には、その消却をした事業年度において、次の区分に応じ、次のように処理します。 イ 損金経理により消却した場合 その税金が損金不算入のものであると否とを問
「損金経理をした道府県民税及び市町村民税3」	別表五(二)の「計10」及び「計15」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	
「損金経理をした納税充当金4」	別表五(二)の「損金経理をした納税充当金31」の金額を記載します。	
「損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税5」	別表五(二)の「加算税及び加算金24」から「過怠税27」までの「当期中の納付税額③～⑤」の各欄の金額の合計額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		<p>わず、この明細書の「加算」の空欄に「仮払税金消却」等と記載の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に記載します。</p> <p>ロ 納税充当金で消却した場合 この明細書には記載しないで、別表五(一)において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金27」の「減②」に同額を記載します。</p> <p>(2) 別表五(二)の「損金経理による納付⑤」に外書の金額がある場合には、この明細書の「加算」の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p>
<p>「役員給与の損金不算入額7」</p>	<p>役員に対して支給する給与のうち、法第34条(役員給与の損金不算入)の規定により損金の額に算入されない金額を記載します。</p>	
<p>「加算」の「9」及び「10」</p>	<p>(1) 法人が費用又は損失として経理した金額で当期の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び収益として経理しなかった金額で当期の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの等についてその名称及び金額を記載します。この場合において、留保されている金額は「留保②」に、社外に流出している金額は「社外流出③」に、それぞれ記載します。</p> <p>(2) 次に掲げる場合には、それぞれ次により記載します。</p> <p>イ 措置法第57条の7第1項(関西国際空港用地整備準備金)の規定の適用を受ける場合には、損金経理(法第72条第1項第1号(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等))に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいいます。以下同じです。)の方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>ロ 措置法第57条の7の2第1項(中部国際空港整備準備金)の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p>	<p>(1) 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益から減算した「法人税等調整額」があるときは、「加算」の空欄に「法人税等調整額損金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(2) 「社外流出③」に※印の金額の記載がある場合の「小計11」の「社外流出③」の記載については、この「社外流出③」の上段に※印を付して外書きします。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>ハ 措置法第 61 条の 2 第 1 項(農業経営基盤強化準備金)の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>ニ 措置法第 61 条の 3 第 1 項(農用地等取得した場合の課税の特例)の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する農用地等の帳簿価額を損金経理の方法により減額した金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>ホ 措置法第 66 条の 13 第 1 項(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により同項の特別勘定として経理した金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>ヘ 震災特例法第 18 条の 3 第 1 項(再投資等準備金)の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により再投資等準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(注) 24 ページに「農業経営基盤強化準備金の適用を受ける場合の申告書の記載例」を掲載していますので、参考としてください。</p> <p>(3) 措置法第 66 条の 6(内国法人に係る特定外国関係会社等の課税対象金額等の益金算入)又は措置法第 66 条の 9 の 2(特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国関係法人等の課税対象金額等の益金算入)の規定による益金算入額(別表十七(三の二)「28」、別表十七(三の三)「9」又は別表十七(三の四)「11」)は、措置法令第 39 条の 20 第 4 項等の規定により利益積立金額を構成しませんので、「加算」の空欄に「特定外国子会社等に係る課税対象金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。</p>	
<p>「納税充当金から支出した事業税等の金額 13」</p>	<p>別表五(二)の「事業税及び特別法人事業税 35」から「38」までの金額の合計額を記載します。</p>	<p>別表五(二)の「損金不算入のもの 37」に金額の記載がある場合には、その税目等をこの明細書の「加算」に記載の上、その金額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。</p>
<p>「受贈益の益金不算入額 16」</p>	<p>法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額で、法第 25 条の 2 第 1 項(受贈益)の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。</p>	
<p>「適格現物分配に係る益金不算入額 17」</p>	<p>適格現物分配により資産の移転を受けたことによって生じる収益の額で、法第 62 条の 5 第 4 項(現物分配による資産の譲渡)の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額 18」	法人税、地方法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付額並びにこれらの税の過誤納に係る還付金額について、法人がそれを当期利益の額に含めている場合にその金額を記載します。	利子税相当額の還付金については、その納付した時に損金の額に算入されていますので、この欄で減算することはできません。
「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等 19」	<p>次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているかどうかにかかわらず記載します。この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めていないときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の事業年度でこれらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(1) 所得税額の還付金額、控除対象外国法人税額の還付金額及び復興特別所得税額の還付金額 (2) 欠損金の繰戻しによる還付金額 (3) 国税通則法の規定による附帯税（利子税を除きます。）の還付金額 (4) 地方税法の規定による各種加算金及び延滞金（同法第 65 条、第 72 条の 45 の 2 又は第 327 条の規定による納期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。）の還付金額 (5) (1)から(4)まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額 18」に記載されるもの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額</p>	<p>前期分の申告において所得税額の還付が生じたため、その還付を受けていた場合において、その後前期分の法人税につき更正処分があり、その還付を受けた所得税額の全部又は一部に相当する金額の追徴があったときは、その追徴された金額に相当する還付所得税額は、この欄には記載しないでください。</p> <p>この場合、その還付を受けた所得税額が当期利益の額に含まれているときは、その追徴された所得税額に相当する金額は、「減算」の空欄に「追徴された所得税額」等として「総額①」及び「留保②」にそれぞれ記載します。</p>
「減算」の「20」	<p>(1) 法人が費用又は損失として経理しなかった金額で当期の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの及び収益として経理した金額で当期の所得の金額の計算上益金の額に算入されないもの等についてその名称及び金額を記載します（(2)から(4)までに該当する場合を除きます。）。この場合、法人計算外で経費とするもの（経費の認定損）のように税務計算上留保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。</p> <p>(2) 措置法第 65 条の 2（収用換地等の場合の所得の特別控除）、措置法第 65 条の 3 から第 65 条の 5 まで（特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除）、措置法第 65 条の 5 の 2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）又は措置法第 67 条の 3（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）の規定による損金算入額（別表十(五)「22」、「37」、「42」、「47」若しくは「52」又は別表十(七)「22」）は、措置法第 65 条の 2 第 10 項及び措置法令第 39 条の 3 第 7 項等の規定により利益積立金額を構成しますので、「減算」の空欄に「収用等による特別控除額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」（※印を付けます。）に記載します。</p> <p>(3) 措置法第 66 条の 13 第 5 項から第 11 項までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定に</p>	<p>税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益に加算した「法人税等調整額」があるときは、「減算」の空欄に「法人税等調整額益金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>規定する特別勘定の金額を取り崩した金額で法人が収益として経理したものを「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(4) 当期の決算の確定日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものは、「減算」の空欄に「剰余金処分による準備金積立額認容」等と記載の上、その積立額の全額(税効果会計を採用している場合には、その積立額の全額とこれに対応する税効果相当額との合計額)を「総額①」及び「留保②」に記載します。この場合、積立限度超過額があるときは、「加算」の空欄に「〇〇準備金積立超過額」等と記載の上、その積立限度超過額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>なお、準備金等に積立限度超過額がある場合には、このような加算及び減算をしないで、その積立額のうち積立限度相当額を「減算」欄に記載しても差し支えありません。</p>	<p>関西国際空港用地整備準備金(措置法57の7①)、中部国際空港整備準備金(措置法57の7の2①)、農業経営基盤強化準備金(措置法61の2①)、農用地等を取得した場合の課税の特例(措置法61の3①)及び再投資等準備金(震災特例法18の3①)の規定により帳簿価額を減額することに代えて積立金として積み立てたものについては、「43」から「45」までの各欄に記載することとなりますので、左記(4)による記載はしないでください。</p>
<p>「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 26」</p>	<p>連結子法人が、自己を被合併法人とする合併を行う場合に、令第112条第20項(適格合併等による欠損金の引継ぎ等)の規定により損金の額に算入される金額を記載します。</p>	
<p>「合計 34」</p>	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により計算します。</p> <p>(1) 別表十(四)の「20」の記載がある場合 $(25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) - (33)$</p> <p>(2) 別表十(四)の「21」又は「23」の記載がある場合 $(25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33)$</p>	
<p>「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 38」</p>	<p>(1) 合併(適格合併を除きます。)により合併法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。</p> <p>ただし、合併(適格合併を除きます。)により完全支配関係がある合併法人に譲渡損益調整資産(法第61条の13第1項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益))に規定する譲渡損益調整資産をいいます。)の移転をした場合に、譲渡損益調整資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額について損金の額又は益金の額に算入される金額があるときには、その損金の額又は益金の額に算入される金額を譲渡利益額又は譲渡損失額から減算又は加算した金額を、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。</p> <p>(2) 残余財産の全部の分配又は引渡し(適格現物分配を除きます。)により被現物分配法人等に資産の移転をした場合に、資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を現物分配法人の残余財産の確定の日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。</p>	<p>譲渡損失額を記載する場合は、その金額を△印を付けて記載します。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額 47」	当期が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合に、法第 62 条の 5 第 5 項の規定により損金の額に算入される事業税及び特別法人事業税の額を記載します。	平成 22 年 9 月 30 日以前に解散が行われた場合には記載する必要はありません。
「所得金額又は欠損金額 48」		「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

○ 農業経営基盤強化準備金の適用を受ける場合の申告書の記載例

≪別表七(一)≫

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

控除前所得金額は、農業経営基盤強化準備金の損金算入前の金額により計算します。

控除前所得金額 (別表四「39の①」)-(別表七(二) 「9」又は「21」)	1	200	所得金額控除限度額 $(1) \times \frac{50 \text{又は} 100}{100}$	2	100	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)-(当該事業年 度前の(4)の合計額)のうち少ない金額)	翌期繰越額 (3)-(4)又は(別表七(三)「15」)		
		3	4	5		
(省 略)						
計		200	100	100		

≪別表四≫

所得の金額の計算に関する明細書

区 分		総 額	処 分	
			①	②
当期利益又は当期欠損の額	1	150	円	
(省 略)				
加算	損金経理をした農業経営基盤強化準備金積立額	9	50	50
(省 略)				
仮 計 (1)+(11)-(21)		22	200	××
(省 略)				
差 引 計 (34)から(38)までの計		39	200	××
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」+(別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)		40	△ 100	
総 計 (39)+(40)		41	100	××
(省 略)				
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「10」)		43	△ 50	△ 50
(省 略)				
所得金額又は欠損金額		48	50	××

別表十二(十四)「5」の金額を「総額①」及び「留保②」に移記します。

≪別表十二(十四)≫

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

当 期 積 立 額	4	50	
(4)の内訳	(4)のうち損金経理による積立額	5	50
	(4)のうち剰余金の処分による積立額	6	0
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	7	50
	所得基準額 (別表四「41の①」-(12)-別表四「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」-(12)-別表四の二付表「35の①」)	8	100
	積立限度額 (7)と(8)のうち少ない金額)	9	50
当期積立額のうち損金算入額 (4)と(9)のうち少ない金額)	10	50	

所得基準額は、欠損金控除後の金額により計算します。

別表五（一）

「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」

1 利益積立金額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第18号（定義）及び令第9条（利益積立金額）に規定する利益積立金額を計算するために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「区分」の「 積立金2 」以下の空欄	「利益準備金1」以外の利益積立金額（税務上の否認金額のうち留保した金額を含みます。）について、その名称を記載します。	
「 期首現在利益積立金額① 」	原則として、前期分のこの明細書の「差引翌期首現在利益積立金額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額）を移記します。	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在利益積立金額④」の記載は必要ありません。
「 当期の増減 」	<p>原則として、「減②」には別表四の「減算」の「留保②」の金額を、「増③」には別表四の「加算」の「留保②」の金額を、その内容に応じて記載します。この場合に別表四の「減算」に記載した「仮払税金（仮払法人税額、仮払地方法人税額、仮払道府県民税額又は仮払市町村民税額）」については「増③」に△印を付けて記載します。</p> <p>なお、次のような場合には、別表四と関係なく次により記載します。</p> <p>(1) 納税充当金を取り崩して、法人税及び地方法人税（利子税、延滞税を除きます。）、道府県民税又は市町村民税の額を納付した場合には、「納税充当金27」の「減②」にその合計額を記載するとともに、「未納法人税及び未納地方法人税28」、「未納道府県民税29」又は「未納市町村民税30」の「減②」にこれらの税額をそれぞれ記載します。</p> <p>(2) 当期の中間納付額として納付すべき法人税、地方法人税、道府県民税又は市町村民税の額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五（二）の「当期発生税額②」の「3」、「8」及び「13」の金額を「未納法人税等28～30」の「増③」の「中間」にそれぞれ記載します。</p> <p>(3) 中間配当積立金等を取り崩して剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。）若しくは利益の配当又はいわゆる中間配当（資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。以下同じです。）をした場合には、その積立金の取崩額を「減②」に記載するとともに、「繰越損益金26」の「増③」の金額に含まれることとなります。</p> <p>なお、この場合に会社法第445条第4項の規</p>	<p>(1) 別表四の「加算」の「損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）2」及び「損金経理をした道府県民税及び市町村民税3」の「留保②」の金額については、「未納法人税及び未納地方法人税28」、「未納道府県民税29」及び「未納市町村民税30」の「減②」にそれぞれ記載します。</p> <p>(2) 当期中に剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、その積立額を「当期の増減」の「増③」に記載し、別表四において「減算」又は「43」から「45」までの各欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します。</p> <p>また、当期末後、当期の決算の確定の日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、別表四において「減算」又は「43」から「45」までの各欄に</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>定により積み立てた剰余金の配当に係る利益準備金の額は、「利益準備金1」の「増③」に記載します。</p> <p>(4) 平成22年10月1日以後に適格合併に該当しない合併により完全支配関係がある被合併法人から移転を受けた譲渡損益調整資産がある場合には、令第9条第1項第1号ヲに規定する金額を「減②」又は「増③」に記載します。</p> <p>(5) 適格合併、適格分割型分割又は適格現物分配により被合併法人、分割法人又は現物分配法人から移転等を受けた資産等がある場合には、令第9条第1項第2号から第4号までに規定する金額を「増③」に記載します。</p> <p>(6) 法人が有する完全支配関係がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合には、「区分」に「〇〇株式(寄附修正)」などと表示した上で、令第9条第1項第7号に規定する金額を「減②」又は「増③」に記載します。</p> <p>(7) 適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産等がある場合には、令第9条第1項第10号に規定する金額を「減②」に記載します。</p> <p>(8) 非適格株式分配により現物分配法人の株主等に交付した資産等がある場合には、令第9条第1項第11号に規定する金額を「減②」に記載します。</p> <p>(9) 資本の払戻し等及び出資等減少分配並びに自己株式の取得等により減算される利益積立金額がある場合には、令第9条第1項第12号から第14号までに規定する金額を「減②」に記載します。</p> <p>(10) 減価償却資産につき減価償却超過額(法第31条第4項((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))に規定する損金の額に算入されなかった金額をいいます。)がある場合において、その減価償却資産につき令第48条第5項第3号ハ((減価償却資産の償却の方法))に規定する評価損が生じたときには、その評価損はまずその減価償却超過額からなるものとして、その評価損の金額と減価償却超過額の金額(その減価償却資産に係る前期から繰り越された減価償却超過額と当期の償却超過額との合計額)とのいずれか少ない金額を、「区分」に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。</p> <p>(注) (4)から(8)までの場合には、それぞれに従って記載した金額が、この表の左余白に記載された検算式と不符となります。</p>	<p>記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します(その積立額は、翌期において「当期の増減」の「増③」に記載します。)</p> <p>(3) 剰余金の配当、利益の配当若しくは中間配当又はこれらに係る利益準備金の積立てのために取り崩した繰越利益金の額は、「繰越損益金26」の「減②」の金額に含まれることとなります。</p>
「繰越損益金26」	「期首現在利益積立金額①」には、利益剰余金の当期首残高(マイナスの場合は△印を付してください。)を記載し、同一金額を「減②」に記載することによって「期首現在利益積立金額①」を0とし、改めて利益剰余金の当期末残高を「当期の	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>増減」の「増③」に記載します。</p> <p>「増③」は、当期以前の各事業年度又は各連結事業年度（法第 64 条の 4 第 1 項（公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算）又は平成 31 年改正前の法（以下「平成 31 年旧法」といいます。）第 64 条の 4 第 1 項（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算）の規定の適用を受けた事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度を除きます。）において次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ次に定める金額を同欄の上段に内書として記載します。この場合、「差引合計額 31」は、その内書として記載した金額を「繰越損益金（損は赤）26」から減算して計算します。</p> <p>(1) 公益法人等又は人格のない社団等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となったこと その資産の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額からその負債の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額を減算した金額</p> <p>(2) 公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと（法第 64 条の 4 第 1 項又は平成 31 年旧法第 64 条の 4 第 1 項の規定の適用があったものを除きます。）その該当することとなった時（(2)において「移行時」といいます。）において有する資産（その収益事業以外の事業に属していた資産に限ります。）の価額としてその移行時においてその帳簿に記載されていた金額からその移行時において有する負債（その収益事業以外の事業に属していた負債に限ります。）の価額としてその移行時においてその帳簿に記載されていた金額を減算した金額</p> <p>(3) その法人を合併法人とし、公益法人等を被合併法人とする適格合併（その法人がその適格合併の時において資本又は出資を有する法人であった場合には、その適格合併に係る被合併法人の全てが資本又は出資を有しない法人であったものに限りします。）により資産及び負債（その法人がその適格合併の時において公益法人等であった場合には、その収益事業に属する資産及び負債となったものに限りします。）の引継ぎを受けたこと（法第 64 条の 4 第 2 項又は平成 31 年旧法第 64 条の 4 第 2 項の規定の適用があったものを除きます。）その資産の令第 123 条の 3 第 3 項（適格合併及び適格分割型分割における合併法人等の資産及び負債の引継価額等）に規定する帳簿価額からその負債の同項に規定する帳簿価額及びその適格合併に係る令第 9 条第 1 項第 2 号に掲げる金額の合計額を減算した金額</p> <p>(4) 法第 64 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項若しくは平成 31 年旧法第 64 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用があったこと（令第 131 条の 5 第 1 項第 3 号又は第 4 号（累積所得金額から</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>控除する金額等の計算)に掲げる場合に該当するものに限ります。)又はその法人を合併法人とする合併につき令第131条の5第8項の規定の適用があったこと 当期末における同条第7項に規定する調整公益目的財産残額に相当する金額</p> <p>(5) 法第64条の4第1項若しくは平成31年旧法第64条の4第1項の規定の適用があったこと(令第131条の5第1項第5号に掲げる場合に該当するものに限ります。)又はその法人を合併法人とする合併につき令第131条の5第13項の規定の適用があったこと 当期末における同条第10項に規定する救急医療等確保事業用資産取得未済残額に相当する金額</p>	
<p>「未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)28」</p>	<p>所得に対する法人税(連結納税の承認の取消しに係る特別控除取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出の額に対する法人税、土地譲渡利益金額に対する法人税及び特定同族会社の留保金額に対する法人税を含みます。)の本税及び地方法人税の本税の額の合計額を記載します。</p>	
<p>「当期の増減」の「増③」の「未納法人税等」の「確定」の各欄</p>	<p>この申告により納付すべき法人税及び地方法人税、道府県民税又は市町村民税の額について別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「4」、「9」及び「14」の本書の金額をそれぞれ記載します。</p>	<p>別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「4」、「9」及び「14」に外書(△印)の金額がある場合(すなわち、中間納付額の還付金がある場合)には、「3」から「25」までの空欄に「未収還付法人税」等と記載の上、「当期の増減」の「増③」にその金額(△印は付けません。)を記載します。</p>

(3) 根拠条文

法二十八、令九

2 資本金等の額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、法第2条第16号（定義）及び令第8条（資本金等の額）に規定する資本金等の額を計算するために使用します。

発行済株式又は出資のうちに2以上の種類の株式又は出資がある場合には、別表五（一）付表の記載が必要となります。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「区分」の「34」及び「35」の空欄	「資本金又は出資金 32」及び「資本準備金 33」以外の資本金等の額について、その名称を記載します。	
「期首現在資本金等の額①」	前期分のこの明細書の「差引翌期首現在資本金等の額④」の各欄の金額（更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額）を移記します。	この申告が中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在資本金等の額④」の記載は必要ありません。
「当期の増減」	(1) 令第8条第1項第1号から第12号までに掲げる金額を「資本準備金 33」から「35」までの各欄の「増③」に記載します。 (2) 令第8条第1項第13号から第22号までに掲げる金額を△印を付して「資本準備金 33」から「35」までの各欄の「増③」に記載します。	

(3) 根拠条文

法2十六、令8

別表五(一)付表 「種類資本金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、2以上の種類の株式又は出資を発行している法人が令第8条第2項(資本金等の額)に規定する種類資本金額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「株式の種類」	法人が発行している株式又は出資の種類を記載します。	
「期首現在種類資本金額①」	前期分のこの明細書の「差引翌期首現在種類資本金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額)を移記します。	
「当期の増減」	別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」の「当期の増減」の記載の仕方に準じて記載します。	種類資本金額が増加又は減少をする事由が生じた場合に記載します。
「備考」	種類資本金額に変動があった場合には、その変動があった種類の株式又は出資の名称、変動した事由、その事由ごとの変動した金額(その種類の株式又は出資の数に変動があった場合には、その変動した数を含みます。)その他参考となるべき事項を記載します。	

3 根拠条文

法2十六、令8①二十ロ、②～⑦

別表五(二)

「租税公課の納付状況等に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、利益積立金額の計算上控除する法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

2 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法人税及び地方税法上の各欄	各欄共通	各欄は、法人税及び地方法人税の基本税額（別表一の「差引所得に対する法人税額 14」及び「差引地方法人税額 42」に相当する税額）を記載し、法人税及び地方法人税に係る利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額についてはこの欄には記載しないで、「その他」の「利子税 20」、「加算税及び加算金 24」及び「延滞税 25」の該当欄に記載します。 なお、当期に連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の受払いがある場合には、その受払いをした金額を「法人税及び地方法人税」の各欄に記載します。	
	「期首現在未納税額①」の「1」及び「2」	「1」及び「2」には、前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の金額を記載しますが、直前期分に係る「期首現在未納税額①」は、前期分のこの明細書の「⑥」の「中間3」の金額と「確定4」の金額との合計額になります。	前期分の申告後に既往年度について更正等があった場合には、更正等の後の法人税額等を基礎として記載します。
	「当期発生税額②」の「中間3」及び「確定4」	(1) 「中間3」には、当期の中間分の税額を記載します。 (2) 「確定4」には、別表一の「差引確定法人税額 16」及び「差引確定地方法人税額 44」の金額の合計額を記載します。	中間分の法人税額及び地方法人税額の合計額が確定分の法人税額及び地方法人税額の合計額を超える場合には、「確定4」には、その超える金額を△印を付して記載します。
	「当期中の納付税額」の各欄	「期首現在未納税額①」又は「当期発生税額②」に記載した法人税額及び地方法人税額を当期中に納付した場合に、その納付税額を納税充当金を取り崩して納付したか、仮払金として納付したか、又は損金経理により納付したかにより、それぞれ該当欄に区分して記載します。この場合に、過誤納があるときは、各欄にそれぞれ外書きしてください。この外書の金額は、「⑥」に移記する必要はありません。	外書の金額は、法人の確定した決算において未収金又は仮払金として計上していない場合には、別表五(一)の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その合計額を「増③」に記載します。 この場合、「⑤」の外書の金額は、別表四の「加算」の空欄にも記載することとなります。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「法人税及び地方法人税」の各欄	「期末現在未納税額⑥」	「確定4」に記載することとなる金額がマイナスになる場合にあつてはその金額は外書き（△印を付けます。）します。 ただし、「中間3」に未納税額の記載がある場合にあつてはその未納税額に相当する金額に達するまでの金額は本書きし（△印を付けます。）、「確定4」の「②」の金額と本書きした金額との差額を外書き（△印を付けます。）します。	この外書の金額は、別表五(一)の空欄に「未収還付法人税」等と記載の上「当期の増減」の「増③」に記載します。
	「計5」	「当期中の納付税額」の各欄の金額を合計した金額は、別表五(一)の「未納法人税及び未納地方法人税（附帯税を除く。）28」の「減②」の金額と符合します。	
「道府県民税」の各欄	各欄共通	原則として「法人税及び地方法人税」の各欄の記載要領に準じて記載します。	基本税額（均等割額を含みます。）のみについて記載し、加算金及び延滞金についてはこの欄には記載しません。
	「期首現在未納税額①」の「6」及び「7」	「6」及び「7」には、前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の金額を記載しますが、その金額が、支店等の税率が異なっていることなどにより標準税率を基として算出されたものであるときは、当期において申告等により具体的に確定した金額を記載します。	
	「当期発生税額②」の「中間8」及び「確定9」	「中間8」及び「確定9」には、その事業年度の法人税を基礎として地方税法の規定により算出した道府県民税額を記載します。ただし、支店等が他の都道府県にある場合には、標準税率により算出した税額を記載しても差し支えありません。	
「市町村民税」の各欄		「法人税及び地方法人税」及び「道府県民税」の各欄の記載要領に準じて記載します。	
「事業税及び特別法人事業税」の各欄	「16」から「18」までの各欄	「道府県民税」の「6」から「8」までの記載要領に準じて記載します。この場合、前期の確定分の税額は「17」の「②」に記載します。	「当期中の納付税額」の各欄に記載した金額のうち前期までに既に損金の額に算入された事業税及び特別法人事業税の額がある場合には、その既に損金の額に算入された事業税及び特別法人事業税の額に相当する金額については、別表四の「加算」の空欄に「事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。
	「仮払経理による納付④」	別表四の「減算」の空欄に「仮払事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。	
	「損金経理による納付⑤」	未払金として経理した金額を含めて記載します。	当期分の事業税及び特別法人事業税は、当期の損金の額に算入されませんから、別表四で加算することになります。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「その他」の各欄	「当期中の納付税額」の各欄	「法人税及び地方法人税」の「当期中の納付税額」の各欄の記載要領に準じて記載します。 なお、「20」以下の各欄の「損金経理による納付⑤」には、未払金として経理した金額を含めて記載します。したがって、この経理をした金額は、その後は期首及び期末の未納税額に記載しません。	
	「延滞金(延納に係るもの)21」	地方税法第65条、第72条の45の2及び第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係る延滞金について記載し、その他の期間に係る延滞金については「損金不算入のもの」の「延滞金(延納分を除く。)26」に記載します。	
「納税充当金の計算」の各欄	「32」	還付を受けた法人税等の金額で納税充当金へ繰り入れた金額等法人が損金経理により繰り入れた金額以外の繰入額を記載します。 なお、空欄には、例えば「還付法人税」等と記載します。	「32」に記載した金額が、例えば、前期以前において生じた還付金を当期に納税充当金として受け入れた場合には、別表五(一)の「納税充当金27」の「増③」に記載するとともに、該当欄の「減②」に同額を記載し、別表四には関係させません。
	「損金算入のもの36」	「利子税20」から「23」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	
	「損金不算入のもの37」	「加算税及び加算金24」から「29」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	
	「38」	納税充当金の取崩額のうち「法人税額等34」から「損金不算入のもの37」まで及び「仮払税金消却39」以外により取り崩した金額を記載します。	
	「仮払税金消却39」	前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。	この場合には、別表五(一)において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金27」の「減②」に同額を記載します。

別表六(一)

「所得税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに懸賞金等及び償還差益につき課された所得税の額について、法第 68 条第 1 項(所得税額の控除)(復興財源確保法第 33 条第 2 項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等))の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合において、法第 68 条第 1 項の規定により当期の所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受けるときに使用します。

2 記載の手順

この明細書は、まず、中段の「剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」及び下段の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」(「7」以下)を記載し、次に上段の各欄(「1」から「6」まで)を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「 集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))の収益の分配3 」	証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第 67 条の 6 第 1 項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例)に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。	
「 その他5 」	所得税法第 174 条第 3 号から第 10 号まで(内国法人に係る所得税の課税標準)に規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。	下欄の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」が、この内訳となります。
「 収入金額① 」の各欄	当期中に支払を受ける金額(所得税及び復興特別所得税込みの金額をいい、利子等については当期末までにその利払期の到来しているものに、配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限ります。以下同じです。)を記載します。	
「 ①について課される所得税額② 」の各欄	(1) 当期中に支払を受ける金額について課される所得税及び復興特別所得税の額を記載します。 (2) 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当1」から「集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)の収益の分配3」まで及び「その他5」は、別表六(五の二)「1の②」から「4の②」までに金額の記載がある場合には、それぞれその金額を控除して記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄</p>	<p>(1) 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当1」及び「その他5」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。</p> <p>(2) 「剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）2」、「集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配3」及び「割引債の償還差益4」には、中段の「剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算した配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額のそれぞれの合計額を記載します。</p> <p>(3) 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当1」から「集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配3」まで及び「その他5」は、別表六（五の二）「1の②」から「4の②」までに金額の記載がある場合には、「①について課される所得税額②」で控除した後の金額を基礎として計算した金額を記載します。</p>	<p>仮決算による中間申告により法第78条1項（所得税額等の還付）又は法第133条1項（更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金がある場合において、その仮決算による中間申告に係る事業年度の確定申告をするときは、これらの還付金の額に相当する金額を「計6」の「②のうち控除を受ける所得税額③」の上段に内書として記載します。</p> <p>また、仮決算による連結中間申告により連結還付金（法第68条第3項に規定する連結還付金をいいます。以下同じです。）がある場合において、その仮決算による連結中間申告に係る事業年度の確定申告をするときは、その連結還付金の額にその仮決算による連結中間申告における別表六の二（一）「6の③」の金額のうちその仮決算による連結中間申告におけるその法人の同表「22」の金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額を「計6」の「②のうち控除を受ける所得税額③」の欄の上段に内書として記載します。</p>
<p>「剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」の各欄</p>	<p>配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額の計算について、令第140条の2第2項（種類、銘柄及び元本の所有期間の異なるものごとに、個別に計算する方法）の規定の適用を受ける場合には「個別法による場合」の各欄を、同条第3項（元本の増加分について所得税額の2分の1を控除する簡便計算法）の規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」の各欄を、それぞれ記載します。</p>	<p>銘柄別簡便法による場合には、①株式及び出資（特定公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を除きます。）と②集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）を除きます。）の受益権の2グループに区分し、さらにその元本をその配当等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものとのに</p>

欄	記載要領	注意事項
		<p>区分し、その区分に属する元本の全てについて、その銘柄ごとに、簡便計算法を適用することになります。</p> <p>なお、国内追加型投資信託とそれ以外の投資信託は別のグループに区分することができます。</p>
<p>「所得税額 8」、「所得税額 14」及び「控除を受ける所得税額 21」の各欄</p>	<p>(1) 当期中に支払を受ける金額について課される所得税及び復興特別所得税の額を記載します。</p> <p>(2) 別表六（五の二）「10」、「16」及び「23」に金額の記載がある場合には、それぞれその金額を控除して記載します。</p>	
<p>「配当等の計算期間 9」及び「(9)のうち元本所有期間 10」</p>	<p>配当等が令第 140 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配（以下「剰余金配当等」といいます。）である場合には、その剰余金配当等（以下「判定対象配当等」といいます。）の直前にその判定対象配当等を支払う法人から受けた剰余金配当等の支払に係る基準日の翌日からその判定対象配当等の支払に係る基準日までの期間を「配当等の計算期間 9」に記載します。</p> <p>月数は、暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。</p> <p>なお、設定により取得した国内追加型投資信託については、これらの欄の記載を省略し、「所有期間割合 11」に、「1.000」と記載して控除を受ける所得税額を計算してください。</p>	
<p>「配当等の計算期末の所有元本数等 15」及び「配当等の計算期首の所有元本数等 16」</p>	<p>口数の定めがない出資については所有元本の数により記載します。</p>	
<p>「$\frac{(15)-(16)}{2}$又は 12」¹⁷</p>	<p>次の場合に応じ、次により記載します。</p> <p>(1) 配当等の計算期間が 1 年以下であるものの元本の場合 …… $\frac{(15)-(16)}{2}$又は 12</p> <p>(2) 配当等の計算期間が 1 年を超えるものの元本の場合 …… $\frac{(15)-(16)}{2}$又は 12</p>	
<p>「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄</p>	<p>所得税法第 174 条第 3 号から第 10 号までに規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額の内訳を記載します。この場合、「参考」には、賞金、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、みなし配当等の別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無その他控除税額の計算について参考となる事項を記載します。</p>	<p>この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。</p>

4 根拠条文

法 68、72、78、令 140 の 2、措置法 3 の 3⑤、6③、8 の 3⑤、9 の 2④、41 の 9④、41 の 12④、41 の 12 の 2⑦、措置法令 26 の 10③、26 の 11、措置法規則 19 の 4②～④、復興財源確保法 33②、復興特別所得税に関する政令 13②

別表七(一)

「欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、次に掲げる場合に使用します。

- (1) 法人が、当期に欠損金額を生じた場合（青色申告書を提出している場合に限り、）に、その欠損金額につき翌期以後に法第 57 条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける場合
- (2) 法人が、当期の欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産又は令第 114 条（固定資産に準ずる繰延資産）に規定する繰延資産について災害による損失の金額（以下「災害損失欠損金額」といいます。）があるときに、当該災害損失欠損金額につき翌期以後に法第 58 条（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定の適用を受ける場合
- (3) 法人の有する震災特例法第 15 条（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）に規定する棚卸資産等が東日本大震災による損壊等により事業の用に供することが困難となった場合において、やむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から 3 年以内に同条に規定する震災関連原状回復費用（以下「震災関連原状回復費用」といいます。）を支出することができなかつた法人が、その事情がやんだ日の翌日から 3 年以内に震災関連原状回復費用の支出をしたときに、その支出をした事業年度において生じた欠損金額のうち、その震災関連原状回復費用に係る損失の額の合計額に達するまでの金額を災害損失欠損金額に該当するものとみなして、法第 58 条の規定の適用を受ける場合
- (4) 法人が仮決算による中間申告をする場合に、法第 78 条（所得税額等の還付）の規定による還付を受ける場合
- (5) 法人が、法第 80 条第 5 項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第 1 項の規定により還付の請求をする場合
- (6) 青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額（以下「青色欠損金額」といいます。）のうち、当期首前 9 年以内に開始した事業年度において生じたもの（平成 30 年 4 月 1 日以前に開始した事業年度において生じたものに限り、）又は当期首前 10 年以内に開始した事業年度において生じたもの（平成 30 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度において生じたものに限り、）について、平成 27 年改正前の法第 57 条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）又は法第 57 条の規定の適用を受ける場合
- (7) 災害損失欠損金額のうち、当期首前 9 年以内に開始した事業年度において生じたもの（平成 30 年 4 月 1 日以前に開始した事業年度において生じたものに限り、）又は当期首前 10 年以内に開始した事業年度において生じたもの（平成 30 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度において生じたものに限り、）について、平成 27 年改正前の法第 58 条（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）又は法第 58 条の規定の適用を受ける場合

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「所得金額控除限度額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100} \times 2$ 」	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 当期が中小法人等事業年度に該当しない事業年度である場合</p> $(1) \times \frac{50 \text{又は} 100}{100}$ <p>(注) 中小法人等事業年度とは、法第 57 条第 11 項各号又は第 58 条第 6 項各号に掲げる法人の法第 57 条第 11 項各号又は第 58 条第 6 項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいいます。以下同じです。</p> <p>① 措置法第 67 条の 14 第 1 項第 1 号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社</p> <p>② 措置法第 67 条の 15 第 1 項第 1 号（投資法</p>	<p>中小法人等の判定については、83 ページを参照してください。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>人に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす投資法人</p> <p>③ 措置法第 68 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人(法第 4 条の 7 (受託法人等に関するこの法律の適用))に規定する受託法人をいいます。以下同じです。)</p> <p>④ 措置法第 68 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人</p> <p>(2) (1)以外の事業年度である場合</p> <p>(1) × $\frac{50\text{又は}100}{100}$</p>	
<p>「控除未済欠損金額 3」</p>	<p>(1) 青色欠損金額又は災害損失欠損金額のうち、当期首前 9 年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成 30 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において生じたもの)に限り、青色欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされた金額を含みます。)又は当期首前 10 年以内に開始した事業年度において生じたもの(平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じたもの)に限り、青色欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされた金額を含みます。)で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度の分から順次記載します。</p> <p>(2) 当期が法第 57 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 58 条第 2 項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七(一)付表一「3」の金額を記載します。</p> <p>(3) 当期が法第 57 条第 6 項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合((2)に該当する場合を除きます。)には、同項の規定によりその法人の欠損金額とみなされる法第 81 条の 9 第 6 項(連結欠損金の繰越し)に規定する連結欠損金個別帰属額を記載します。</p> <p>(4) 当期前の各事業年度において生じた欠損金額(欠損金額とみなされたものを含みます。)のうち、法第 57 条第 9 項又は第 58 条第 4 項の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第 57 条の 2 第 1 項(特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額は、記載しません。</p> <p>(5) 当期において法第 59 条第 1 項又は第 2 項(同項第 3 号に掲げる場合に該当する場合に限り) (会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)の規定の適用を受けた場合には、別表七(二)「27」の金額を記載しま</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生ずる青色欠損金額又は災害損失欠損金額の繰越期間は 10 年間となりますが、同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額の繰越期間は 9 年間となりますので御注意ください。</p> <p>(3 月決算法人の例)</p> <p>平成 31 年 3 月期(自平成 30 年 4 月 1 日至平成 31 年 3 月 31 日)に生じた青色欠損金額の繰越期間は、令和 2 年 3 月期(自平成 31 年 4 月 1 日至令和 2 年 3 月 31 日)から令和 11 年 3 月期(自令和 10 年 4 月 1 日至令和 11 年 3 月 31 日)までの 10 年間です。</p> <p>平成 30 年 3 月期(自平成 29 年 4 月 1 日至平成 30 年 3 月 31 日)に生じた青色欠損金額の繰越期間は、平成 31 年 3 月期(自平成 30 年 4 月 1 日至平成 31 年 3 月 31 日)から令和 9 年 3 月期(自令和 8 年 4 月 1 日至令和 9 年 3 月 31 日)までの 9 年間です。</p>

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
		す。	
	「当期控除額（当該事業年度の(3)と（(2)-当該事業年度前の(4)の合計額）のうち少ない金額）4」	<p>古い事業年度の分から順次補填するものとしてその控除できる金額を記載します。</p> <p>当期が措置法第 66 条の 11 の 4 第 1 項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、次により記載します。</p> <p>(1) 「((2)-当該事業年度前の(4)の合計額)」の金額が 0 に満たない場合には、その金額を 0 として計算します。</p> <p>(2) 措置法第 66 条の 11 の 4 第 1 項第 1 号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに別表七(一)付表五「12」の金額を含めて記載します。</p>	<p>左記については、法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年 4 月財務省令第 42 号）附則第 1 条第 2 号に定める日から施行されます。</p>
一 当 期 分 の 各 欄	各欄共通	<p>当期の別表四の「所得金額又は欠損金額 48」の「総額①」に欠損金額の記載がある場合に、その欠損金額を「当期分」の「欠損金額」に記載するとともに、その内訳を「同上のうち」の各欄に記載します。</p> <p>なお、「災害損失金」は、当期が青色申告書を提出することができない事業年度であり、かつ、その欠損金額のうち災害による損失がある場合に、この表の「繰越控除の対象となる損失の額 16」の金額を移記します。</p>	<p>この申告が仮決算による中間申告である場合には、「翌期繰越額 5」の記載は必要ありません。</p>
	「欠損金の繰戻し額」	<p>次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 「災害損失金」の「欠損金の繰戻し額」 「災害損失金」のうち法第 80 条第 5 項において準用する同条第 1 項の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。</p> <p>(2) 「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額」 「青色欠損金」のうち法第 80 条の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。</p>	<p>当期が青色申告書を提出できる事業年度である場合には、「災害損失金」の「欠損金の繰戻し額」には記載せず、「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額」に、青色欠損金の繰戻し額と災害損失欠損金の繰戻し額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、次の事業年度の区分に応じ、それぞれ次の法人については、法第 80 条の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。ただし、清算中に終了する事業年度、解散（適格合併による解散を除きます。）若しくは事業の全部の譲渡などの特別の事実があるとき又は同条第 5 項に規定する災害損失欠損金額があるときは、同条の規定の適用を受けることができます。</p> <p>(1) 平成 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度 (2)の事業年度を除きます。） 措置法第 66 条の</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項	
		<p>12 各号（中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の適用）に掲げる法人以外の法人</p> <p>(2) 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度（以下「特例事業年度」といいます。） 新型コロナ特法第7条各号（大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付）に掲げる法人</p> <p>おって、普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円（特例事業年度にあつては、10億円）以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社を除きます。）（当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上（特例事業年度にあつては、10億円超）である法人等による完全支配関係がある法人など法第66条第6項第2号又は第3号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人（特例事業年度にあつては、新型コロナ特法第7条第2号又は第3号に掲げる法人）に該当するものを除きます。）など、措置法第66条の12各号に掲げる法人（特例事業年度にあつては、新型コロナ特法第7条各号に掲げる法人以外の法人）の各事業年度において生じた欠損金額については、法第80条の規定の適用を受けることができます。</p>	
災害により生じた損失の額の計算の各欄	<p>「災害の種類」</p>	<p>震災、風水害、火災等の災害の種類を記載します。災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載します。</p>	
	<p>「災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日」</p>	<p>災害が引き続き発生するおそれがなくなり、災害復旧に着手できる状態になった日又は震災特例法第15条第1項各号に掲げる費用その他これらに類する費用の支出を行うことが困難な事情がやんだ日を記載します。</p>	

欄	記載要領	注意事項																			
「災害により生じた損失の額の計算」の各欄 「災害により生じた損失の額」の各欄共通	<p>棚卸資産と固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含みます。）とに区分して記載します。 なお、その明細を次の表により別紙に記載して添付してください。</p> <p style="text-align: center;">災害により生じた損失の額に関する明細書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">資産の種類</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">災害前の帳簿価額</th> <th colspan="4" style="width: 50%;">災害により生じた損失の額</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">計</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">保険金又は賠償等の額は償金額</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">資産の減失等により生じた損失の額</th> <th style="width: 10%;">被害の復元の費用に係る損失の額</th> <th style="width: 10%;">資産の回復のための費用等損失の額</th> <th style="width: 10%;">被害又は大生損の防止のための費用に係る損失の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額				計	保険金又は賠償等の額は償金額	資産の減失等により生じた損失の額	被害の復元の費用に係る損失の額	資産の回復のための費用等損失の額	被害又は大生損の防止のための費用に係る損失の額		円	円	円	円	円	円	<p>左記の様式は、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。</p>
資産の種類	災害前の帳簿価額			災害により生じた損失の額						計	保険金又は賠償等の額は償金額										
		資産の減失等により生じた損失の額	被害の復元の費用に係る損失の額	資産の回復のための費用等損失の額	被害又は大生損の防止のための費用に係る損失の額																
	円	円	円	円	円	円															

3 根拠条文

法 57、57 の 2、58、78、80、平成 27 年改正法附則 1 八の二、27①、令 112～116 の 2、規 26～26 の 5 の 2、措置法 66 の 11 の 4、66 の 12、震災特例法 15、震災特例法令 16、新型コロナ税特法 7

別表八(一)

「受取配当等の益金不算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が法第 23 条(受取配当等の益金不算入)(措置法第 67 条の 6 第 1 項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例))の規定により読み替えて適用する場合があります。)の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず下段の「受取配当等の額の明細」の各欄を記載し、次に負債利子等の額の計算をします。①令第 22 条第 1 項(当年度実績による負債利子等の額の計算)による場合には中段の「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄及び上段の「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載し、②令第 22 条第 4 項(基準年度実績による負債利子等の額の計算)による場合には上段の「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載します。

(注) 1 上記②による場合には、中段の「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄の記載を要しません。

2 令第 22 条第 4 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日に存する法人について適用がありますが、適用を受ける法人が同日以後に行われる適格合併に係る合併法人である場合には、その法人及びその適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの(その適格合併が法人を設立する合併である場合にあっては、その適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの)に限ります。

3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「当期に支払う負債利子等の額 3」及び「当期に支払う負債利子等の額 16」	当期に支払う負債利子のほか、令第 21 条(負債の利子に準ずるもの)に掲げるものも含めて記載します。	
「連結法人に支払う負債利子等の額 4」	その内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払う負債の利子の額を記載します。	
「当年度実績による場合」の各欄 「受取配当等の益金不算入額(1)+(2)-(10)+(11)×50%+(12)×(20%又は40%) 13」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 措置法第 67 条の 7(保険会社の受取配当等の益金不算入の特例)の規定の適用を受ける場合 (1)+(2)-(10)+(11)×50%+(12)×(20%又は40%) (2) (1)以外の場合 (1)+(2)-(10)+(11)×50%+(12)×(20%又は40%)	
「基準年度実績による場合」の各欄 「平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額 20」		平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度のうちに株式等を所有していなかったため配当等の額から控除すべき負債利子等の額がない事業年度がある場合には、その控除すべき負債利子等の額のない事業年度の負債利子等の額は含めません。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合の各欄	<p>「20」に記載した金額のうち、その各事業年度の関連法人株式等の配当等から控除すべきものとして計算した負債利子等の額の合計額を記載します。</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額につき法第 23 条及び令第 22 条第 1 項の規定を適用して計算した負債利子等の額の合計額を記載します。</p>
	<p>「受取配当等の益金不算入額(14) + ((15) - (23)) + (24) × 50% + (25) × (20% 又は 40%) 26」</p> <p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 措置法第 67 条の 7 の規定の適用を受ける場合 $(14) + ((15) - (23)) + (24) \times 50\% + (25) \times (20\% \text{ 又は } 40\%)$</p> <p>(2) (1) 以外の場合 $(14) + ((15) - (23)) + (24) \times 50\% + (25) \times (20\% \text{ 又は } 40\%)$</p>	
「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄	<p>「総資産の帳簿価額 27」</p> <p>確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものは控除したところによります。）を記載します。</p>	<p>税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。</p>
	<p>「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等 28」</p> <p>次の(1)から(3)までに掲げる金額（法人が連結法人である場合にあっては(1)から(4)までに掲げる金額）の合計額を記載します。</p> <p>(1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額</p> <p>(2) 特別償却準備金として積み立てている金額</p> <p>(3) 土地の再評価に関する法律第 3 条第 1 項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第 7 条第 2 項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合のその土地に係る再評価差額に相当する金額</p> <p>(4) 法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に支払う負債の利子の元本である負債の額に相当する金額</p>	<p>税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、その積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。</p>
「期末関連法人株式等の帳簿価額 30」	<p>各期末における期末関連法人株式等について、税務計算上の帳簿価額を記載します。</p> <p>なお、この場合の期末関連法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の 3 分の 1 を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その事業年度終了の日の 6 月前の日の翌日（当該他の内国法人がその翌日後に設立された法人である場合には、当該他の内国法人の設立の日）から当期末まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等（期末完全子法人株式等を除きます。）をいいます。</p> <p>(注) 期末完全子法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に当期首（当該他の内国法人</p>	<p>「前期末現在額」には、期末関連法人株式等とこれ以外の株式等との区分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの明細書の「当期末現在額」の金額をそのまま記載します。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄	<p>が当期の中途において設立された法人である場合には、当該他の内国法人の設立の日) から当期末まで継続して完全支配関係があった場合(その内国法人が当期の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当期首からその完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当期末まで継続してその内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。)の当該他の内国法人の株式等をいいます。</p>	
「完全子法人株式等」の各欄 受取配当等の額の明細	<p>完全子法人株式等に係る配当等について記載します。</p> <p>この場合の、完全子法人株式等とは、その配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで継続して内国法人とその配当等の額を支払う他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)との間に完全支配関係があった場合(その内国法人がその計算期間の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、その計算期間の初日からその完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日からその計算期間の末日まで継続してその内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。)の当該他の内国法人の株式等(その支払を受ける配当等の額が法第24条第1項(配当等の額とみなす金額)の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、その金額の支払に係る効力が生ずる日の前日においてその内国法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等)をいいます。</p>	<p>左記の「計算期間」とは、その配当等の額の支払を受ける直前にその配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額(適格現物分配に係るものを含みます。)の支払に係る基準日の翌日(令第22条の2第2項各号(完全子法人株式等の範囲)に掲げる場合には、当該各号に定める日)からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日までの期間をいいます。</p>
「関連法人株式等」の各欄 の各欄	<p>関連法人株式等に係る配当等について記載します。</p> <p>この場合の関連法人株式等とは、内国法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除きます。)をいいます。</p>	<p>左記の「計算期間」とは、その配当等の額の支払を受ける直前にその配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額(適格現物分配又は適格株式分配に係るものを含みます。)の支払に係る基準日の翌日(令第22条の3第2項各号(関連法人株式等の範囲)に掲げる場合には、当該各号に定める日)からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日(その配当等の額が法第24条第</p>

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細			1 項（同項第 2 号に掲げる分割型分割、同項第 3 号に掲げる株式分配又は同項第 4 号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。）の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その支払に係る効力が生ずる日の前日）までの期間をいいます。
	「 その他株式等 」の各欄	「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」のいずれにも該当しない株式等に係る配当等について記載します。	この欄に「非支配目的株式等」に該当するものを記載する誤りが見受けられますので、この欄を記載する前に「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」を記載し、これらのいずれにも該当しないもののみ、この欄に記載してください。
	「 非支配目的株式等 」の各欄	非支配目的株式等に係る配当等について記載します。 この場合の非支配目的株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の 5 % 以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日（その配当等の額が法第 24 条第 1 項（同項第 2 号に掲げる分割型分割、同項第 3 号に掲げる株式分配又は同項第 4 号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。）の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その支払に係る効力が生ずる日の前日）において有する場合における当該他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除きます。）をいいます。	措置法第 67 条の 6 第 1 項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合のその特定株式投資信託については「非支配目的株式等」に該当することになりますが、各欄の記載に当たって、「本店の所在地 38」に「特定株式投信」と記載し、「基準日 39」及び「保有割合 40」は記載する必要はありません。
	「 受取配当等の額 31 」、「 受取配当等の額 32 」、「 受取配当等の額 35 」及び「 受取配当等の額 41 」	当期に受ける法第 23 条第 1 項（措置法第 67 条の 6 第 1 項の規定により読み替えて適用する場合があります。）に規定する配当等の額又は法第 24 条の規定により配当等の額とみなされる金額を記載します。	(1) 外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受ける配当等の額及び適格現物分配に係る配当等の額は受取配当等の額から除きます。 (2) 法第 24 条の規定によるみなし配当の額がある場合には、別欄として記載し、その発生理由を付記してください。
	「 左のうち益金の額に算入される金額 33 」、「 左のうち益金の額に算入される金額 36 」及び「 左のうち益金の額に算入される金	法第 23 条第 2 項（措置法第 67 条の 6 第 1 項の規定により読み替えて適用する場合があります。）又は法第 23 条第 3 項の規定により計算した金額を記載します。	法第 23 条第 2 項の規定により計算した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「受取配当等の額の明細」の各欄	額 42」		
	「保有割合 40」	法第 23 条第 7 項に規定する他の内国法人から受ける同条第 1 項に規定する配当等の額の支払に係る基準日において有する当該他の内国法人の株式又は出資のうち法令第 22 条の 3 の 2 第 2 項(非支配目的株式等の範囲)に規定する短期保有株式等がある場合には、その短期保有株式等を有していないものとして記載します。	

4 根拠条文

法 23、24、平成 19 年改正前の法 23、平成 19 年改正法附則 34、令 19～22 の 3 の 2、23、平成 19 年改正前の令 19 の 2、19 の 3、22、23、平成 19 年改正令附則 8、規則 8 の 4、8 の 5 の 2、措置法 67 の 6、67 の 7、措置法令 39 の 29

別表十一(一)

「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が法第 52 条第 1 項又は第 5 項(個別評価金銭債権に係る貸倒引当金)の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 1 法第 52 条第 1 項第 3 号に掲げる法人(同条第 5 項の規定を適用する場合にあっては、適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同号に掲げる法人に該当するもの)が有する金銭債権のうち令第 96 条第 9 項各号(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金銭債権以外のもの及び法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する金銭債権は、貸倒引当金の繰入対象となりませんので、御注意ください。

2 法第 10 条の 3 第 1 項(課税所得の範囲の変更等)に規定する普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合の当該普通法人又は協同組合等のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、法第 52 条第 1 項の規定は適用しませんので御注意ください。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「住所又は所在地 1」及び「氏名又は名称 2」	債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載します。 この場合において、その債務者が令第 96 条第 1 項第 4 号に規定する外国の政府、中央銀行又は地方公共団体である場合には、「2」の括弧の中にその別を記載します。	法人の有する金銭債権(債券に表示されるべきものを除きます。以下同じです。)が法第 52 条第 1 項に規定する「その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの」であるかどうかは、当該金銭債権に係る債務者ごとに判定します。
「個別評価の事由 3」	「令第 96 条第 1 項第 号 該当」の空欄には、個別評価の事由が令第 96 条第 1 項各号のいずれに該当するかを記載します。	
「当期繰入額 5」	当期において損金経理により個別評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定へ繰り入れた金額を記載します。	この金額には、貸倒引当金として繰り入れたもののほか、会社計算規則第 5 条第 4 項に規定する取立不能見込額として金銭債権の額から控除する方法で表示した金額又は金銭債権の額を直接減額して財務諸表の注記等による方法で表示した金額のうち、総勘定元帳等において個別評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定に繰り入れたものであることが明らかにされている金額を含みます。
「個別評価金銭債権の額 6」	繰入限度額の基礎となる金額として法第 52 条第 1 項に規定する個別評価金銭債権の額を記載します。	
「繰入限度額の計算」の「7」から「17」まで及び「貸倒実績率の計算の基礎となる金額の	平成 23 年 12 月改正令附則第 5 条第 6 項(貸倒引当金勘定への繰入限度額等に関する経過措置)に規定する経過措置金銭債権については記載しな	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「明細」の「19」から「24」までの各欄	いください。	
「(6)のうち5年以内に弁済される金額7」	「6」の個別評価金銭債権が令第96条第1項第1号に該当する場合に、その該当することとなった事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日までに弁済されることとなっている金額を記載します。	
「(6)のうち取立て等の見込額」の各欄	担保権の実行、金融機関又は保証機関による保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額を記載します。	担保権の実行、保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額がある場合には、その金額を明らかにする書類の保存が必要です。
「(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額12」	債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額を記載します。	
「繰入限度額」の各欄	「6」の金銭債権が令第96条第1項各号のいずれに該当するかに応じ、次の金額を記載します。 (1) 第1号、第2号に該当する場合 「13」の金額 (2) 第3号、第4号に該当する場合 「13」の金額×50%	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れを行う場合には、令第96条第1項各号に規定する事由が生じていることを証する書類その他の関係書類の保存が必要です。
「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額19」	「6」の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合には、「5」と「14」、「15」、「16」又は「17」のうち少ない金額を記載します。	「計」の金額は、当期又は翌期以後の別表十一(一の二)の「12」に記載する金額の基礎となります。
「(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額(前期の(19))21」	「20」の金銭債権が令第96条第6項第2号イに規定する売掛債権等である場合に、前期のこの明細書の「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額19」の金額を記載します。	
「(22)又は(23)に金額の記載がある場合の(21)の金額24」	「22」又は「23」に金額の記載がある場合の「21」の金額を記載し、「計」には債務者ごとの「24」の金額の合計額を記載します。	「計」の金額は、翌期以後の別表十一(一の二)の「14」に記載する金額の基礎となります。

3 根拠条文

法52、令96～99、規則25の2～25の6

別表十一(一の二)

「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が法第 52 条第 2 項若しくは第 6 項(一括評価金銭債権に係る貸倒引当金)又は措置法第 57 条の 9 (中小企業者等の貸倒引当金の特例)若しくは平成 31 年改正法附則第 54 条(中小企業等の貸倒引当金の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成 31 年改正前の措置法(以下「平成 31 年旧効力単体措置法」といいます。)第 57 条の 9 第 3 項(中小企業等の貸倒引当金の特例)の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 1 法第 52 条第 1 項第 3 号に掲げる法人(同条第 6 項の規定を適用する場合にあっては、適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同号に掲げる法人に該当するもの)が有する金銭債権のうち令第 96 条第 9 項各号(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金銭債権以外のもの及び法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する金銭債権は、貸倒引当金の繰入対象となりませんので、御注意ください。

2 法第 10 条の 3 第 1 項(課税所得の範囲の変更等)に規定する普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合の当該普通法人又は協同組合等のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、法第 52 条第 2 項の規定は適用しませんので御注意ください。

2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず中段の「一括評価金銭債権の明細」及び下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄を記載し、次に上段の各欄(「1」から「17」まで)を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期繰入額 1」	当期において損金経理により一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定へ繰り入れた金額を記載します。	この金額には、貸倒引当金として繰り入れたもののほか、会社計算規則第 5 条第 4 項に規定する取立不能見込額として金銭債権(債券に表示されるべきものを除きます。以下同じです。)の額から控除する方法で表示した金額又は金銭債権の額を直接減額して財務諸表の注記等による方法で表示した金額のうち、総勘定元帳等において一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定に繰り入れたものであることが明らかにされている金額を含みます。
「法定の繰入率 5」	分子の空欄には、中小企業者等が貸倒引当金の繰入限度額を計算する場合の繰入率を、次の事業年度の区分及びその営む主たる事業の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 なお、中小企業者等のうち中小法人にあっては、適用除外事業者に該当するものを除きます。	中小企業者等の判定については、84 ページを参照してください。 「卸売及び小売業」は、飲食店業及び料理店業を含み、割賦販売小売業を除きます。 「製造業」には、電気業、ガス業、熱供給業、水道業及

欄	記 載 要 領	注 意 事 項																								
	<p>(1) 令和3年4月1日前に開始した事業年度</p> <table border="1" data-bbox="536 237 1082 409"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>卸売及び小売業</th> <th>製造業</th> <th>金融及び保険業</th> <th>割賦販売小売業等</th> <th>その他の事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分子の数</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>13</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和3年4月1日以後に開始する事業年度</p> <table border="1" data-bbox="536 443 1082 616"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>卸売及び小売業</th> <th>製造業</th> <th>金融及び保険業</th> <th>割賦販売小売業等</th> <th>その他の事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分子の数</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	事業	卸売及び小売業	製造業	金融及び保険業	割賦販売小売業等	その他の事業	分子の数	10	8	3	13	6	事業	卸売及び小売業	製造業	金融及び保険業	割賦販売小売業等	その他の事業	分子の数	10	8	3	7	6	<p>び修理業を含みます。 「割賦販売小売業等」とは、割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業をいいます。 (注) 「割賦販売小売業」とは、割賦販売法第2条第1項第1号に規定する割賦販売の方法により行う小売業をいい、「包括信用購入あっせん業」とは、同条第3項に規定する包括信用購入あっせん(同項第1号に掲げるものに限ります。)を行う事業をいい、「個別信用購入あっせん業」とは、同条第4項に規定する個別信用購入あっせんを行う事業をいいます。</p>
事業	卸売及び小売業	製造業	金融及び保険業	割賦販売小売業等	その他の事業																					
分子の数	10	8	3	13	6																					
事業	卸売及び小売業	製造業	金融及び保険業	割賦販売小売業等	その他の事業																					
分子の数	10	8	3	7	6																					
<p>「繰入限度額((2)×(3))又は((4)×(5))6」</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 中小企業者等以外の法人の場合 (2)×(3) 又は((4)×(5))</p> <p>(2) 中小企業者等の場合 貸倒引当金の繰入限度額の計算においてよることとなる次の繰入率の場合の区分に応じ、それぞれ次によります。</p> <p>イ 「貸倒実績率3」による場合 (2)×(3) 又は((4)×(5))</p> <p>ロ 「法定の繰入率5」による場合 ((2)×(3)) 又は ((4)×(5))</p>	<p>中小企業者等が一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算における繰入率を「貸倒実績率3」によるか「法定の繰入率5」によるかは、その中小企業者等の選択によります。</p>																								
<p>「公益法人等・協同組合等の繰入限度額(6)×$\frac{102、104又は106}{100}$」</p>	<p>次の事業年度の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度 「(6)×$\frac{\del{102、104}又は106}{100}$」</p> <p>(2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度 「(6)×$\frac{\del{102、104}又は106}{100}$」</p> <p>(3) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度 「(6)×$\frac{102、\del{104}又は106}{100}$」</p>	<p>法人が平成31年旧効力単体措置法第57条の9第3項の規定の適用を受ける場合に記載します。</p>																								

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
貸 倒 実 績 率 の 計 算 一 の 各 欄	各欄共通	各欄は、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額を計算する場合の繰入率につき、令第96条第6項の規定の適用を受ける場合に記載します。	令第96条第8項の規定により同条第6項に規定する貸倒実績率を計算する場合には、同項第2号に掲げる金額の計算に関する明細を別表十一(一)に記載して添付してください。
	「前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額9」	当期首前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度(以下「前3年内事業年度」といいます。)分の別表十一(一)の「期末一括評価金銭債権の額24」の「計」の額の合計額を記載します。 (注) 金融に関する取引に係る金銭債権を有する法第52条第1項第3号に掲げる法人については、当期の一括評価金銭債権の繰入限度額の計算上適用した金銭債権の範囲と同一の範囲に係る金額を記載します(以下「11」から「14」までの各欄も、同様に記載します。)	当期が設立事業年度である場合には、当期のこの明細書の「期末一括評価金銭債権の額24」の「計」の金額を記載します。
	「令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額11」	前3年内事業年度分の令第96条第6項第2号イに掲げる売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額の合計額により計算した金額を記載します。	当期が設立事業年度である場合には、当期の売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を記載します。
	「損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額12」	当期首前3年以内に開始した各事業年度分の別表十一(一)の「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額19」の「計」の金額の合計額により計算した金額を記載します。	当期が設立事業年度である場合には、当期の別表十一(一)の「19」の「計」の金額を記載します。
	「損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額13」	当期首前3年以内に開始した各連結事業年度分の別表十一(一)の「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額19」の「計」の金額の合計額により計算した金額を記載します。	
	「益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額14」	前3年内事業年度分の益金算入額のうち、前3年内事業年度分の別表十一(一)の「(2)又は(3)に金額の記載がある場合の(2)の金額24」の「計」の合計額により計算した金額を記載します。	
二 括 評 価 金 銭 債 権 の 明 細 の 各 欄	「勘定科目」	売掛金、貸付金等貸倒引当金の対象となる売掛債権等を、その勘定科目ごとに記載します。	
	「期末残高18」	売掛金、貸付金等について、法人の決算計上額(取立不能見込額として計上されている金額を含みます。)を記載します。 なお、消費税につき税抜経理方式を採用している法人であっても、消費税込みの決算計上額を記載します。	取立不能見込額が売掛債権等の種類ごとに区分されていない場合には、その取立不能見込額を「勘定科目」に「取立不能見込額」と記載し、その金額を「期末残高18」に一括して記載します。
	「売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額19」	法人の決算上売掛債権等として表示されていないが税務計算上売掛債権等とされるものがある場合又は貸倒損失としたもののうち税務計算上貸倒れとして認められないものがある場合に、その期末現在高を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「一括評価金銭債権の明細」の各欄 「個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額 21」	別表十一(一)の「19」に金額の記載がある場合の同表の「個別評価金銭債権の額 6」の合計額を記載します。	
「実質的に債権とみられないものの額 25」	(1) 措置法第 57 条の 9 第 1 項及び措置法令第 33 条の 7 第 3 項の規定による簡便計算法（以下「簡便計算法」といいます。）を選択しなかった場合には、例えば同一の相手先に対する売掛金と買掛金とがある場合におけるその売掛金の金額のうち買掛金の金額に相当する金額のように、実質的に債権とみられない金額を記載します。 (2) 簡便計算法を選択した場合には、下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の「実質的に債権とみられないものの額 30」の金額を「計」に移記し、その他の各空欄の記載は必要ありません。	
「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄	法人が簡便計算法を選択した場合に記載します。	
「平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額 27」	中小企業者等が措置法第 57 条の 9 第 1 項の規定の適用を受ける場合に、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各期末における同項に規定する一括評価金銭債権の額の合計額を記載します。	平成 27 年 4 月 1 日に存する法人（同日後に行われる適格合併に係る合併法人にあっては、その合併法人及びその適格合併に係る被合併法人の全て（その適格合併が法人を設立する合併である場合にあっては、その適格合併に係る被合併法人の全て）が平成 27 年 4 月 1 日に存していた合併法人に限ります。）について適用があります。
「同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額 28」	平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各期末における実質的に債権とみられないものの額について、この表の「一括評価金銭債権の明細」の「実質的に債権とみられないものの額 25」の金額の計算に準じて算出した税務計算上の金額の合計額を記載します。	「実質的に債権とみられないものの額」の計算につき基準年度実績によっていた場合には、改めて当年度実績によった場合に計算される金額を計算し、その計算した金額の合計額によります。

4 根拠条文

法 52、令 96～98、令和 3 年改正前の令 96、規則 25 の 2～25 の 6、措置法 57 の 9、措置法令 33 の 7、令和 3 年改正前の措置法令 33 の 7

別表十四(二)

「寄附金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が法第 37 条（寄附金の損金不算入）（措置法第 66 条の 11 の 3 第 1 項又は第 2 項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）若しくは措置法第 66 条の 4 第 3 項（国外関連者との取引に係る課税の特例）若しくは第 66 条の 4 の 3 第 3 項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）又は令和 3 年改正前の法第 37 条（寄附金の損金不算入）（令和 3 年改正前の措置法第 66 条の 11 の 2 第 1 項又は第 2 項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 公益法人等のうち令第 73 条第 1 項第 3 号（一般寄附金の損金算入限度額）に規定する公益法人等に該当しないものは、この明細書の「公益法人等以外の法人の場合」の各欄に記載します。

2 記載の手順

この明細書は、指定寄附金等、公益の増進に著しく寄与する法人（以下「特定公益増進法人」といいます。）若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭がある場合には、まず下段の「指定寄附金等に関する明細」、「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」又は「その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細」の各欄に記載し、次に、公益法人等（法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに規則第 22 条の 4 各号（一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人）に掲げる法人を除きます。以下同じです。）であるかどうかの区分に応じ、上段のそれぞれの欄を用いて損金不算入額の計算を行います。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「支出した寄附金の額」の各欄		「支出した寄附金の額」には、仮払寄附金の額は含まれますが、未払寄附金の額は含まれません。
「完全支配関係がある法人に対する寄附金額 5」	法人との間に完全支配関係のある他の法人に対して支出した寄附金の額を記載します。	
「同上の $\frac{2.5 \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額 9」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 令第 73 条第 1 項第 2 号に掲げる法人 同上の $\frac{2.5 \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額 (2) (1)以外の法人 同上の $\frac{2.5 \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額	令第 73 条第 1 項第 2 号に掲げる法人とは、次の①から③までのいずれかの法人をいいます（以下これらの法人を「資本等を有しない法人」といい、これら以外の法人を「資本等を有する法人」といいます。）。 ① 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本又は出資を有しないもの ② 一般社団法人及び一般財団法人（それぞれ非営利型法人に該当するものに限りです。） ③ 規則第 22 条の 4 各号に掲げる法人

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「期末の資本金等の額 10」から 「同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額 12」まで の各欄		資本等を有しない法人については、記載する必要はありません。
「同上の月数換算額(10)× $\frac{\quad}{12}$ 11」	分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り捨てます。）を記載します。	
「特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額(2)と(14)又は(16)のうち少ない金額 17」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 資本等を有する法人 「2」と「16」のうち少ない金額 (2) 資本等を有しない法人 「2」と「14」のうち少ない金額	
「国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 19」	措置法第 66 条の 4 第 3 項の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額及び措置法第 66 条の 4 の 3 第 3 項の規定により損金の額に算入されない外国法人の本店等に対する内部寄附金の額を記載します。	
「同上のうち損金の額に算入されない金額(20)-(9)又は(13)-(17)-(18) 21」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。 (1) 資本等を有する法人 「20」－「13」－「17」－「18」の金額 (2) 資本等を有しない法人 「20」－「9」－「17」－「18」の金額	
「長期給付事業への繰入利子額 25」	令第 74 条各号(長期給付の事業を行う共済組合等の寄附金の損金算入限度額)に掲げる法人が、その長期給付の事業から融通を受けた資金の利子として収益事業から長期給付の事業に繰り入れた金額を記載します。	令第 74 条各号に掲げる法人とは次の法人をいいます。 (1) 国家公務員共済組合及び同連合会 (2) 地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会 (3) 日本私立学校振興・共済事業団
「同上の $\frac{20又は50}{100}$ 相当額 31」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 公益社団法人若しくは公益財団法人、私立学校法第 3 条に規定する学校法人(同法第 64 条第 4 項の規定により設立された法人で学校教育法第 124 条に規定する専修学校を設置しているものを含みます。)、社会福祉法人、更生保護法人、社会医療法人又は認定特定非営利活動法人 $\frac{20又は50}{100}$ (2) (1)に掲げる法人以外の公益法人等 $\frac{20又は50}{100}$	学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、社会医療法人又は認定特定非営利活動法人については、寄附金支出前の所得金額の $\frac{50}{100}$ 相当額と年 200 万円とのいずれか多い金額を記載します。
「国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 36」	次に掲げる寄附金の額の合計額を記載します。 (1) 措置法第 66 条の 4 第 3 項の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額 (2) 法人との間に完全支配関係のある他の法人に対して支出した寄附金の額	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「指定寄附金等に関する明細」の各欄	法第 37 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に規定する国若しくは地方公共団体（港湾法の規定による港務局を含みます。）に対する寄附金又は財務大臣の指定を受けた寄附金に該当するものがある場合に、これらの寄附金について同項本文の適用を受けるときに記載します。	国又は地方公共団体に対する寄附金については、「告示番号」は記載する必要はありません。
「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」の各欄	公益法人等以外の法人が法第 37 条第 4 項に規定する寄附金について同項の損金算入限度額の特例に関する規定の適用を受ける場合（措置法第 66 条の 11 の 3 第 1 項又は第 2 項の規定又は法第 37 条第 6 項の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に記載します。	<p>令第 77 条各号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる特定公益増進法人に対する寄附金等がある場合には、規則第 24 条（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等）の規定による証明書を保存してください。</p> <p>なお、左記の「措置法第 66 条の 11 の 3 第 1 項」は、法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年 4 月財務省令第 42 号）附則第 1 条第 4 号に定める日までの間は「措置法第 66 条の 11 の 2 第 1 項」になります。</p> <p>1 この明細書の用途及び5 根拠条文において同じです。</p>
「その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細」の各欄	法第 37 条第 6 項の規定により、寄附金の額とみなされる特定公益信託（認定特定公益信託は除きます。）の信託財産とするために支出した金銭について同条第 1 項の規定の適用を受ける場合に記載します。	

4 添付書類

公益信託の信託財産とするために支出した金銭について、法第 37 条第 1 項の規定の適用を受ける場合は、この明細書にその公益信託が同条第 6 項に規定する特定公益信託に該当することを証明するための書類として令第 77 条の 4 第 2 項（特定公益信託の要件等）に規定する主務大臣等の発行する証明書類の写しを添付する必要があります。

5 根拠条文

法 37、令 73～78、規則 22 の 4～24、措置法 66 の 4 ③、66 の 4 の 3 ③、66 の 11 の 3 ①、②、措置法令 39 の 23①、措置法規則 22 の 12、特定非営利活動促進法一部改正法附則 10

別表十五

「交際費等の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が措置法第 61 条の 4 ((交際費等の損金不算入))の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 措置法第 61 条の 4 第 1 項に規定する接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次に掲げる事項（③に掲げる事項を除きます。）を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいい、また、1 人当たり 5,000 円以下の飲食費が交際費等に該当しないこととされるためには、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますので、御注意ください。

- ① その飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日
- ② その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食費に係る飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
- ⑤ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

2 記載の手順

この明細書は、まず下段の「支出交際費等の額の明細」を記載し、次に上段の各欄（「1」から「5」まで）を記載します。

3 各欄の記載要領

税抜経理方式を選択適用している法人は、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額を交際費等の額に含めて損金不算入額を計算する必要がありますので、御注意ください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「中小法人等の定額控除限度額 3」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 投資法人、特定目的会社及び受託法人 0 円 (2) (1)以外の法人のうち期末の資本金の額又は出資金の額（以下「資本金額等」といいます。）が 1 億円以下であるもの（非中小法人等を除きます。） 「支出交際費等の額 1」の金額又は 800 万円 $\times \frac{\text{---}}{12}$ 相当額のうち少ない金額 (注) 「 $\frac{\text{---}}{12}$ 」の分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。 (3) (1)及び(2)以外の法人 0 円	資本金額等を有しない法人等については、措置法令第 37 条の 4 各号((資本金の額又は出資金の額に準ずるものの範囲等))の規定により計算した金額を資本金額等とします。 非中小法人等の判定については、85 ページを参照してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「支出交際費等の額の明細」の各欄	当期に支出した交際費等の額について、その支出科目の異なるごとに別欄に記載します。	当期に支出した交際費等の額には、損金経理による交際費等の金額のほか、固定資産や棚卸資産の取得価額又は繰延資産等の額に含まれた交際費等に該当する金額も含めて記載します。
「(8)のうち接待飲食費の額9」の各欄	当期末における資本金額等（資本若しくは出資を有しない法人、公益法人等、人格のない社団等、外国法人又は受託法人にあつては、措置法令第37条の4各号に規定する金額）が100億円を超える場合には、記載しないでください。	<p>交際費等に含まれる控除対象外消費税額等のうち接待飲食費に係る金額がある場合には、その金額を記載してください。</p> <p>なお、その控除対象外消費税額等のうち飲食費に係る金額について接待飲食費として50%損金算入の適用を受けるためには、法人の帳簿書類に前ページの「1 この明細書の用途」の⑥に掲げる事項を記載する必要があります。これらの事項のうち⑤を記載した書類には、例えば、法人が合理的な方法によりその控除対象外消費税額等に相当する金額から接待飲食費の額を算出した場合のその計算書類がこれに該当します。</p>

4 根拠条文

措置法 61 の 4、措置法令 37 の 4、37 の 5、措置法規則 21 の 18 の 4

別表十六(一)

「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

- (1) この明細書は、減価償却資産について、旧定額法又は定額法によりその減価償却資産の償却限度額等を計算する場合に使用します。
- (2) 措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。
- (3) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて令第 63 条第 2 項(減価償却に関する明細書の添付)の規定による合計表又は規則第 27 条の 14 後段(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「構造 2」から「耐用年数 6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額 10」から「積立金の期中取崩額 12」まで、「損金に計上した当期償却額 14」、「前期から繰り越した償却超過額 15」、「残存価額 17」、「差引取得価額×5%18」、「旧定額法の償却率 20」、「定額法の償却率 26」、「翌期への繰越額の内訳」の「45」及び「46」の各欄の記載は必要ありません。
 (注) 特別償却の対象になった減価償却資産については、合計表によることはできませんので、御注意ください。
- (4) 取得等をした減価償却資産で取得価額が 30 万円未満であるものについて、措置法第 67 条の 5(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を御使用ください。

2 各欄の記載要領

- (1) この明細書は、耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、①当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、②措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。
 なお、①の資産(②の資産に該当するものを除きます。)の「34」の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」及び「37」の金額を記載できます。
 (注) 以下の表において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりです。
 イ 「評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号(減価償却資産の償却の方法)に規定する評価換え等をいいます。
 ロ 「期中評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 4 号に規定する期中評価換え等をいいます。
 ハ 「期末評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号に規定する評価換え等のうち、同項第 4 号に規定する期中評価換え等以外のものをいいます。
 ニ 「民事再生等評価換え」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号ロに規定する民事再生等評価換えをいいます。
 ホ 「連結時価評価」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号ハに規定する連結時価評価をいいます。
 ヘ 「非適格株式交換等時価評価」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号ニに規定する非適格株式交換等時価評価をいいます。
- (2) 減価償却資産について、圧縮記帳の適用を受ける場合には、その圧縮額等は減価償却資産の取得価額から控除されることとなりますので、別表十三(一)～別表十三(十)の圧縮記帳に関する明細書を別表十六(一)等の償却額の計算に関する明細書より先に記載する必要があります。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「種類 1」、「構造 2」及び「細目 3」	耐用年数省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造及び細目に従って記載します。機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を「構造 2」に記載してください。	
「取得年月日 4」	その資産の取得年月日を記載します。 令第 55 条第 4 項又は第 5 項(資本的支出の取得価額の特例)の規定の適用を受けた減価償却資産	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	については、その適用を受けた最初の事業年度開始の日を記載します。	
「事業の用に供した年月 5」	当期中途中で事業の用に供した資産について、その事業の用に供した年月を記載します。	
「耐用年数 6」	耐用年数省令別表第一から別表第六までに定める耐用年数を記載します。	
「取得価額又は製作価額 7」	<p>(1) 次に掲げる減価償却資産については、それぞれ次により記載します。</p> <p>イ 令第 55 条第 4 項の規定の適用を受けた減価償却資産……その適用を受けた最初の事業年度開始の時ににおける同項に規定する旧減価償却資産（以下「旧減価償却資産」といいます。）の帳簿価額と同項に規定する追加償却資産（以下「追加償却資産」といいます。）の帳簿価額との合計額を記載します。</p> <p>ロ 同条第 5 項の規定の適用を受けた減価償却資産……その適用を受けた最初の事業年度開始の時ににおける追加償却資産の帳簿価額の合計額を記載します。</p> <p>(2) 減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、次に掲げる減価償却資産の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、この欄の上段に外書として、その増額された金額を記載します。</p> <p>イ 当期前の各事業年度又は各連結事業年度（以下「各事業年度等」といいます。）において、期末評価換え等が行われた減価償却資産……その期末評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度（以下「事業年度等」といいます。）後の各事業年度</p> <p>ロ 当期以前の各事業年度等において、期中評価換え等が行われた減価償却資産……その期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度</p>	<p>1 評価換え等に係る外書の金額の記載は、次の場合に行います。</p> <p>(1) 期末評価換え等が平成 16 年 4 月 1 日以後に行われた場合</p> <p>(2) 期中評価換え等のうち、法第 25 条第 2 項に規定する法律の規定に従って行う評価換え又は民事再生等評価換えが平成 17 年 4 月 1 日以後に行われた場合（同日前に会社更生法等の規定に従って評価換えがあった場合には、(1) によります。）</p> <p>(3) 期中評価換え等のうち非適格株式交換等時価評価が平成 18 年 10 月 1 日以後に行われた場合</p> <p>2 評価換え等のうち連結時価評価に係る外書の本額記載は、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度等において行います。</p> <p>3 減価償却資産の償却方法を定率法から定額法に変更した場合等には、この欄及び「8」は記載せず、「9」はその変更した事業年度開始の日における帳簿価額を記載します。ただし、その後の事業年度において左記(2)に該当する場合には、それぞれ左記(2)により記載します。</p>
「圧縮記帳による積立金計上額 8」	圧縮記帳により損金の額に算入する金額を帳簿価額の減額に代えて積立金（確定した決算において積み立てたもの（決算確定の日までに剰余金の処分により積み立てたものを含みます。）をいい、税効果会計を採用している場合には、その積立金に係る税効果相当額を含みます。以下同じです。）	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	に計上した場合に、その積立金に計上した金額のうち、損金の額に算入された金額を記載します。	
「差引取得価額 9」	<p>(1) 「7」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。</p> <p>(2) 当期以前の各事業年度等において令第 57 条第 1 項(耐用年数の短縮)の承認を受けた減価償却資産(平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度等において同年 6 月 30 日以後にその承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産に限ります。)については、その承認を受けた日の属する事業年度等のこの明細書の「9」の金額からその明細書の「16」の金額を控除した金額をこの欄の上段に内書として記載します。</p>	
「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額 10」	法人計算の期末帳簿価額を記載します。	
「期末現在の積立金の額 11」及び「積立金の期中取崩額 12」	圧縮記帳に係る積立金、平成 18 年 4 月 30 日以前に終了した事業年度において平成 18 年改正前の令第 80 条(国庫補助金等で取得した固定資産等についての圧縮記帳に代わる経理方法)等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年 5 月 31 日以前に開始した事業年度において昭和 42 年改正前の法第 31 条(減価償却資産の償却費の計算及びその償却方法)の規定により償却に係る引当金を設けている場合に、その積立金又は引当金について記載します。	
「差引帳簿記載金額 13」	<p>(1) 当期前の各事業年度等において、減価償却資産につき連結時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額から連結時価評価が行われた事業年度等のこの明細書の「差引合計翌期への繰越額 41」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。</p> <p>(2) 当期において、減価償却資産につき民事再生等評価換え又は非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額から民事再生等評価換え又は非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度の直前の事業年度等のこの明細書の「差引合計翌期への繰越額 41」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。</p>	
「前期から繰り越した償却超過額 15」	<p>(1) 法第 31 条第 5 項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する減価償却資産について同項に規定する満たない部分の金額(以下「帳簿記載等差額」といいます。)がある場合には、次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、その帳簿記載等差額を、この欄の上段に外書として記載します。</p> <p>イ 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下「適格組織再編成」といいます。)により移転を受けた減価償却資産(公</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項															
	<p>益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していたものを除きます。)……その適格組織再編成の日の属する事業年度</p> <p>ロ 合併、分割、現物出資又は現物分配（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配を除きます。以下「合併等」といいます。）により移転を受けた減価償却資産……その合併等の日の属する事業年度</p> <p>ハ 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……その民事再生等評価換えが行われた事業年度</p> <p>ニ 連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……その時価評価が行われた事業年度の翌事業年度</p> <p>ホ 非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……その非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度</p> <p>(2) 前期の「差引合計翌期への繰越額 41」に外書の金額がある場合には、前期の「41」の本書の金額と外書の金額との合計額を記載します。</p>																
「合計 16」	「13」又は「15」の外書の金額がある場合には、それらの金額を含めて計算します。																
「残存価額 17」	<p>平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産について、次により記載します。</p> <p>(1) 有形減価償却資産（坑道を除きます。）については、「差引取得価額 9」の金額の 10%に相当する金額を記載します。</p> <p>(2) 牛馬果樹等については、耐用年数省令別表第十一で定める割合により計算した金額（牛及び馬については、その金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）を、別表第三に掲げる無形減価償却資産、別表第六に掲げるソフトウェア並びに鉱業権及び坑道については 0 と記載します。</p>	減価償却資産の償却方法を旧定率法から旧定額法に変更した場合には、この欄及び「18」はその減価償却資産の実際の取得価額を基礎として計算した金額を記載します。この場合、「備考」には、実際の取得価額その他参考となるべき事項を記載します。															
「差引取得価額 × 5% 18」	有形減価償却資産についてのみ、「差引取得価額 9」の金額の 5%に相当する金額を記載します。	1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。															
「平成 19 年 3 月 31 日以前取得分」の各欄	<p>減価償却資産が生物である場合の次の各欄は、それぞれ次により読み替えて記載します。</p> <table border="1" data-bbox="523 1637 1107 1877"> <thead> <tr> <th colspan="2">該当欄</th> <th>読み替え後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(16) > (18) の場合</td> <td>(16) > (17) の場合</td> </tr> <tr> <td>計 23</td> <td>((21) + (22)) 又は ((16) - (18))</td> <td>((21) + (22)) 又は ((16) - (17))</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(16) ≤ (18) の場合</td> <td>(16) ≤ (17) の場合</td> </tr> <tr> <td>算出償却額 24</td> <td>$((18) - 1 \text{円}) \times \frac{\quad}{60}$</td> <td>$((17) - 1 \text{円}) \times \frac{\quad}{60}$</td> </tr> </tbody> </table>	該当欄		読み替え後	(16) > (18) の場合		(16) > (17) の場合	計 23	((21) + (22)) 又は ((16) - (18))	((21) + (22)) 又は ((16) - (17))	(16) ≤ (18) の場合		(16) ≤ (17) の場合	算出償却額 24	$((18) - 1 \text{円}) \times \frac{\quad}{60}$	$((17) - 1 \text{円}) \times \frac{\quad}{60}$	
該当欄		読み替え後															
(16) > (18) の場合		(16) > (17) の場合															
計 23	((21) + (22)) 又は ((16) - (18))	((21) + (22)) 又は ((16) - (17))															
(16) ≤ (18) の場合		(16) ≤ (17) の場合															
算出償却額 24	$((18) - 1 \text{円}) \times \frac{\quad}{60}$	$((17) - 1 \text{円}) \times \frac{\quad}{60}$															
「旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 19」	<p>「差引取得価額 9」の金額から「残存価額 17」の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>なお、「9」の内書の金額がある場合には、その金額を「9」の金額から控除して計算します。</p>																

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「旧定額法の償却率 20」	耐用年数省令別表第八に掲げる定額法の償却率を使用せずに、耐用年数省令別表第七に掲げる旧定額法の償却率を記載します。 ただし、耐用年数省令別表第七に掲げる償却率（耐用年数省令第4条第2項（事業年度が1年未満の場合の旧定額法の償却率）の規定の適用を受ける場合には、同条第1項に規定する旧定額法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率）を記載します。	月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。 耐用年数省令第4条第2項の規定により計算した旧定額法の償却率は、小数点以下3位未満の端数は切り上げます。
「算出償却額 21」	当期の途中で事業の用に供したものについては、次の算式により計算した金額を記載します。 $((19) \times (20)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$	月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
「増加償却額 22」	令第60条（通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例）に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第20条（増加償却割合の計算）の規定により計算した増加償却割合を「（ ）」に記載するとともに、「算出償却額 21」の金額にその割合を乗じた金額を本書として記載します。	この場合には、令第60条に規定する届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存していなければなりません。
「計（(21)+(22)）又は（(16)-(18)） 23」	次の場合に並び、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。 (1) 「16」－（「21」＋「22」）の金額が「18」を上回る場合 $(21) + (22) \text{ 又は } \cancel{((16) - (18))}$ (2) 「16」－（「21」＋「22」）の金額が「18」以下となる場合 $\cancel{(21) + (22)} \text{ 又は } ((16) - (18))$	
「算出償却額 24」	分子の空欄には、当期の月数を記載します。 計算した金額が「16」から1円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。	1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
「定額法の償却額計算の基礎となる金額 25」	「差引取得価額 9」の金額を記載します。 なお、「9」の内書の金額がある場合には、その金額を「9」の金額から控除した金額を記載します。	
「定額法の償却率 26」	耐用年数省令別表第八に掲げる償却率（耐用年数省令第5条第2項（事業年度が1年未満の場合の定額法の償却率）の規定の適用を受ける場合には、同条第1項に規定する定額法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率）を記載します。	月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。 耐用年数省令第5条第2項の規定により計算した定額法の償却率は、小数点以下3位未満の端数は切り上げます。
「算出償却額 27」	当期の途中で事業の用に供したものについては、次の算式により計算した金額を記載します。 $(25) \times (26) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$	1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。 月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
「増加償却額 28」	令第60条に規定する増加償却の適用を受ける	この場合には、令第60条

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	場合に、規則第 20 条の規定により計算した増加償却割合を「()」に記載するとともに、「算出償却額 27」の金額にその割合を乗じた金額を本書として記載します。	に規定する届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存していなければなりません。
「計 29」	計算した金額が「16」から 1 円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。	
「租税特別措置法適用条項 31」	措置法又は震災特例法による特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合に、条文番号等を上段に記載します。 また、その特別償却率又は割増償却率を「()」に記載します。 なお、震災特例法による特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合には、震災特例法の適用条項を記載します。	
「特別償却限度額 32」又は「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 33」	<p>(1) 特別償却限度額又は割増償却限度額を本書として記載します。 なお、「32」には、措置法第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) の規定により特別償却準備金として積み立てたものについて、その積立てに係る特別償却限度額を外書として記載します。</p> <p>(2) 「33」には、青色申告法人又は措置法第 43 条の 3 (被災代替資産等の特別償却) 若しくは震災特例法による特別償却に関する規定の適用を受ける法人が特別償却限度額につき損金経理により償却額を計上する方法を採用した場合に生じた特別償却不足額のうち当期首前 1 年以内に開始した事業年度等に係るものの合計額を記載します。 なお、適格組織再編成により特別償却対象資産の移転を受けた場合で措置法第 52 条の 2 第 5 項 (特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例) に規定する合併等特別償却不足額 (以下「合併等特別償却不足額」といいます。) があるときは、その金額を記載します。</p> <p>(3) 「32」又は「33」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ次により記載します。 イ 「30」に「23」の金額が記載されている場合 「32」又は「33」の各欄は、「16」から「18」及び「23」を控除した金額を限度として記載します。 ロ 「30」に「24」の金額が記載されている場合 「32」又は「33」の各欄は、記載する必要はありません。 ハ 「30」に「29」の金額が記載されている場合 「32」又は「33」の各欄は、「16」から「29」及び 1 円を控除した金額を限度として記載します。</p>	この外書の金額は、別表十六(九)「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」の「当期の特別償却限度額 8」へ移記します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期償却額 35」	償却費として損金経理をした金額を記載します。	特別償却準備金として積み立てた金額は、償却費として損金経理をした金額ではありません。
「前期からの繰越額 38」	「前期から繰り越した償却超過額 15」の金額を記載します。	
「償却不足によるもの 39」	<p>当期に償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。</p> <p>なお、「38」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。</p>	
「積立金取崩しによるもの 40」	<p>当期に圧縮記帳に係る積立金、平成 18 年改正前の令第 80 条等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年改正前の法第 31 条の規定による償却に係る引当金を取り崩し、益金の額に算入した場合において、その積立金、平成 18 年改正前の令第 80 条等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年改正前の法第 31 条の規定による償却に係る引当金が設定されている減価償却資産に係る償却超過額（当期に生じた償却超過額を含みます。）があるときは、その取り崩した金額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。</p> <p>なお、「38」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。</p>	
「差引合計翌期への繰越額 41」	<p>「38」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。</p> <p>また、減価償却資産につき連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり評価換え等のうち連結時価評価が行われたことにより評価損が生じた場合、その連結時価評価が行われた事業年度等のこの欄に減価償却超過額の記載があるときには、その評価損の金額とその減価償却超過額の金額とのいずれか少ない金額を△印を付して外書として記載します。</p> <p>この場合、そのいずれか少ない金額を別表五(一)又は別表五の二(一)付表一の「区分」の欄に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。</p>	
「特別償却不足額」の各欄	青色申告法人又は措置法第 43 条の 3 若しくは震災特例法による特別償却に係る特別償却不足額を有する法人に限り、記載します。	
「当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 43」	当期末以前 1 年以内に開始した事業年度前の事業年度等において生じた特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額で当期末までに損金の額に算入されなかった金額を記載します。	
「当期分不足額 46」	「合計 34」の金額から「当期償却額 35」の金額	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 33」の金額又は「償却不足によるもの 39」の金額を控除した金額と、「特別償却限度額 32」の金額とのうち、いずれか少ない金額を記載します。	
「 適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 47 」	適格組織再編成により移転を行った特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額を有する法人に限り、記載します。	

3 付表の添付

措置法又は震災特例法の規定による特別償却の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

なお、この付表の用紙は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。

4 証明書等の添付

特別償却制度についてその適用を受けるときは、所定の証明書等が必要とされます。この場合の各特別償却制度ごとに必要とされる証明書等及びその保存要件又は確定申告書等への添付要件は、次表に掲げるとおりとされています。

(注) 次表は令和3年4月1日現在の法令に基づいています。

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存要件	添付要件
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	令和3年改正前の措置法42の5①	令和3年改正前の措置法規則20の2に規定する証明に係る書類	○	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	令和3年改正前の措置法42の12の3①	令和3年改正前の措置法規則20の8⑥に規定する書類		○
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	措置法42の12の4①	措置法規則20の9②に規定する書類		○
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却	措置法42の12の5の2①	措置法規則20の10の2②に規定する書類		○
特定地域における産業振興機械等の割増償却	措置法45②	措置法規則20の16⑦に規定する書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
医療用機器等の特別償却	措置法45の2	措置法令28の10④又は⑥に規定する書類		○
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	措置法46の2①	措置法規則20の19に規定する書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
企業主導型保育施設用資産の割増償却	令和2年改正前の措置法47①	令和2年改正前の措置法規則20の20④に規定する書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
特定都市再生建築物等の割増償却	措置法47①	措置法規則20の21②に規定する書類（割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ）		○
倉庫用建物等の割増償却	措置法48①	措置法規則20の22②に規定する書類（割増償却の適用を		○

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存要件	添付要件
		受ける最初の事業年度のみ)		
特定復興産業集積区域における機械等の特別償却	震災特例法17の2①	震災特例法規則6の2②に規定する書類		○
復興産業集積区域等における機械等の特別償却	令和3年改正前の震災特例法17の2①	令和3年改正前の震災特例法規則6の2の2②に規定する書類		○
特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却	震災特例法17の5①	震災特例法規則6の4②に規定する書類		○
復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却	令和3年改正前の震災特例法17の5①	令和3年改正前の震災特例法規則6の4②に規定する書類		○
新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却	震災特例法18①	震災特例法規則6の5②に規定する書類		○
被災者向け優良賃貸住宅の割増償却	令和3年改正前の震災特例法18の2①	令和3年改正前の震災特例法規則6の5に規定する書類		○

5 根拠条文

法31、令48、48の2、53～63、規則9の3～21の2、27の14、耐用年数省令

別表十六(二)

「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

- (1) この明細書は、減価償却資産について、旧定率法又は定率法によりその減価償却資産の償却限度額等を計算する場合に使用します。
- この場合、措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについて、この明細書により記載するほか所定の証明書等が必要とされることは、別表十六(一)の場合と同様です。
- (2) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて令第63条第2項(減価償却に関する明細書の添付)の規定による合計表又は規則第27条の14後段(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」、「差引取得価額×5%19」、「旧定率法の償却率20」、「定率法の償却率25」、「保証率27」、「改定償却率30」、「翌期への繰越額の内訳」の「49」及び「50」の各欄の記載は必要ありません。
- (注) 特別償却の対象になった減価償却資産については、合計表によることはできませんので、御注意ください。
- (3) 取得等をした減価償却資産で取得価額が30万円未満であるものについて、措置法第67条の5(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を御使用ください。

2 各欄の記載要領

この明細書は、おおむね別表十六(一)の各欄の記載要領に準じて記載しますが、別表十六(一)の記載と特に異なる箇所は、次のとおりです。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」	前期以前から当期に繰り越した特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第52条の2第5項(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)に規定する合併等特別償却不足額(以下「合併等特別償却不足額」といいます。)がある場合に記載します。	
「償却額計算の基礎となる金額18」	「13」又は「15」の外書の金額がある場合には、それらの金額を含めて計算します。	
「(16)>(19)の場合」の各欄	「16」が「19」を上回る場合であっても、「18」が「19」以下であるときは、記載しません。	この場合には、「24」も記載しません。
「旧定率法の償却率20」	耐用年数省令別表第七に掲げる償却率(耐用年数省令第4条第2項(事業年度が1年未満の場合の旧定率法の償却率))の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数に12を乗じてこれを当期の月数で除して得た耐用年数に対応する同条第1項に規定する旧定率法の償却率)を記載します。	月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。 除して得た年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
「定率法の償却率25」	耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率を記載します。 ただし、耐用年数省令第5条第2項(事業年度が1年未満の場合の定率法の償却率等)の規定の適用を受ける場合には、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率に当期の月数	この場合の月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	を乗じて12で除した償却率を本書として記載し、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率を上段に括弧書として記載します。	
「調整前償却額 26」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次によります。 (1) 当期の中途に事業の用に供した資産がある場合 次の算式により計算した金額を記載します。 $((18) \times (25)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$ (2) 当期が1年未満の場合 「18」の金額に「25」の本書の償却率を乗じて計算した金額（当期の中途に事業の用に供した資産がある場合には、更に当期の事業供用月数を乗じて当期の月数で除した金額）を本書として記載し、「18」の金額に「25」の上段の括弧書の償却率を乗じて計算した金額を上段に括弧書として記載します。	1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。 月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
「保証率 27」	耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる保証率を記載します。	
「償却保証額 28」	「9」の内書の金額がある場合には、その金額を「9」の金額から控除して計算します。	1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
「改定取得価額 29」	前期の「29」に金額の記載がある場合にはその金額を記載し、同欄に金額の記載がない場合には「償却額計算の基礎となる金額18」の金額を記載します。 前期の「29」の金額の移記に当たっては、当期に評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、次の評価換え等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事業年度等（事業年度又は連結事業年度をいいます。以下同じです。）において、その増額された金額を加算した金額を記載します。 (1) 期中評価換え等が行われた場合……その期中評価換え等が行われた事業年度等 (2) 期中評価換え等以外に評価換え等が行われた場合……その評価換え等が行われた事業年度等の翌期以後の各事業年度等	
「改定償却率 30」	耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる改定償却率を記載します。 ただし、耐用年数省令第5条第4項（事業年度が1年未満の場合の改定償却率）の規定の適用を受ける場合には、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる改定償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率を記載します。	月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
「改定償却額 31」	当期の途中で事業の用に供したものについては、次の算式により計算した金額を記載します。 $((29) \times (30)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$	月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
「定率法の償却率 25」から「改定償却額 31」までの各欄	短縮特例承認資産について、その承認を受けた日の属する事業年度等の別表十六(二)「調整前償却額 26」の金額が同表「差引取得価額 9」の金額	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>に同表「保証率 27」の割合を乗じて計算した金額に満たない場合には、「定率法の償却率 25」から「償却保証額 28」までの各欄には記載せず、「(26) < (28) の場合」の各欄に記載します。</p> <p>この場合には、「(26) < (28) の場合」の各欄は次により記載します。</p> <p>(1) 「改定取得価額 29」は、その承認を受けた日の属する事業年度等の別表十六(二)「償却額計算の基礎となる金額 18」の金額から 1 円を控除した金額を記載します。</p> <p>(2) 「改定償却率 30」は、当期の月数をその短縮特例承認資産の令第 57 条第 1 項に規定する未経過使用可能期間の月数で除した割合を記載します。</p>	
「計 33」	<p>計算した金額が「18」の金額から 1 円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>なお、算式中「(26)」の金額については、当期の途中で事業の用に供した資産がある場合又は当期が 1 年未満の場合には、「調整前償却額 26」の本書の金額によって計算します。</p>	

3 付表の添付

別表十六(一)に同じです。

4 証明書等の添付

別表十六(一)に同じです。

5 根拠条文

別表十六(一)に同じです。

別表十六(六)

「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

1 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

- イ この明細書は、令第 64 条第 1 項第 2 号(繰延資産の償却限度額)の規定により均等償却を行うこととされている繰延資産(法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和 3 年 4 月財務省令第 42 号。以下「令和 3 年 4 月改正法規」といいます。)附則第 1 条第 2 号に定める日から、措置法による特別償却の規定の適用を受ける繰延資産を含みます。)について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。
- ロ 繰延資産の償却に関する明細書の提出について、令第 67 条第 2 項(繰延資産の償却に関する明細書)の規定の適用を受ける場合の同項に規定する合計額を記載した書類又は規則第 27 条の 14 後段(期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式)の規定の適用を受けて、明細書の代わりに同条に規定する合計額を記載した書類を添付する場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「支出した年月 2」、「償却期間の月数 4」及び「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数 5」(令和 3 年 4 月改正法規附則第 1 条第 2 号に定める日から、「翌期への繰越額の内訳」の「20」及び「21」を含みます。)の各欄の記載は必要ありません。

(2) 各欄の記載要領

この明細書は、繰延資産の種類区分ごとに、かつ、償却期間の異なるごとに別行に記載します。また、種類及び償却期間が同じであっても、当期に支出したものと措置法による特別償却の規定の適用を受けるものは別行で記載してください。

(注) 以下の表において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

- イ 「評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号(減価償却資産の償却の方法)に規定する評価換え等をいいます。
- ロ 「期中評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 4 号に規定する期中評価換え等をいいます。
- ハ 「期末評価換え等」とは、令第 48 条第 5 項第 3 号に規定する評価換え等のうち、同項第 4 号に規定する期中評価換え等以外のものをいいます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「繰延資産の種類 1」	例えば「公共的施設負担金」、「共同的施設負担金」、「建物賃借権利金」等のように、その支出の費目を記載します。	
「支出した年月 2」	当期の途中で支出した繰延資産となる費用について別行として記載する場合に、その支出した年月を記載します。	
「支出した金額 3」	繰延資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、次に掲げる繰延資産の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、この欄にその評価換え等の直後の帳簿価額を記載します。 (1) 当期前の各事業年度又は各連結事業年度(以下「各事業年度等」といいます。)において、期末評価換え等が行われた繰延資産……その期末評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度(以下「事業年度等」といいます。)後の各事業年度 (2) 当期以前の各事業年度等において期中評価換え等が行われた繰延資産……その期中評価換え	1 評価換え等に係るこの欄の記載は、次の場合に行います。 (1) 期末評価換え等が平成 16 年 4 月 1 日以後に行われた場合 (2) 期中評価換え等のうち、法第 25 条第 2 項に規定する法律の規定に従って行う評価換え又は民事再生等評価換えが平成 17 年 4 月 1 日以後に行われた場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	等が行われた事業年度等以後の各事業年度	<p>(同日前に会社更生法等の規定に従って評価換えがあった場合には、(1)によります。)</p> <p>(3) 期中評価換え等のうち非適格株式交換等時価評価が平成 18 年 10 月 1 日以後に行われた場合</p> <p>2 評価換え等のうち連結時価評価に係るこの欄の記載は、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度において行います。</p>
「償却期間の月数 4」	<p>(1) その繰延資産の支出の効果の及ぶ期間の年数に 12 を乗じた月数を記載します。</p> <p>(2) その繰延資産につき、評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、次に掲げる各事業年度において、それぞれ次の月数を記載します。</p> <p>イ 期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度……償却期間のうち期末評価換え等が行われた事業年度等終了の日後の期間の月数</p> <p>ロ 期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度……償却期間のうち期中評価換え等が行われた事業年度等開始の日（当該事業年度等がその繰延資産となる費用の支出をする日の属する事業年度等である場合には同日とし、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格組織再編成」といいます。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人から引継ぎを受けた日の属する事業年度等である場合にはその適格組織再編成の日）以後の期間の月数</p>	<p>支出の効果の及ぶ期間に 1 年未満の端数がある場合には、その 1 年未満の端数は切り捨てます。</p>
「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数 5」	<p>(1) 当期中のその繰延資産の償却期間の月数（当期が支出した事業年度であるときは、支出した月から当期末までの月数とし、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。</p> <p>(2) 適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延資産についてその適格組織再編成の日の属する事業年度の償却限度額を計算する場合には、その適格組織再編成の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を記載します。</p> <p>(3) 期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度においては、「4」に記載した償却期間のうち当期に含まれる期間の月数を記載します。</p> <p>(4) 期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度においては、「4」に記載した償却期間のうち当期に含まれる期間の月数を記載します。</p>	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
当期分の償却限度額	「租税特別措置法適用条項 7」	措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合にその条項を記載します。括弧の中には、その特別償却の割合を記載します。	左記については、令和3年4月改正法規附則第1条第2号に定める日から施行されます。
	「特別償却限度額 8」	措置法第52条の3（準備金方式による特別償却）の規定により特別償却準備金として積み立てたものについて、その積立てに係る特別償却限度額を外書として記載します。	同上
「前期からの繰越額 14」		<p>法第32条第7項（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する繰延資産について同項に規定する満たない部分の金額（以下「帳簿記載等差額」といいます。）がある場合には、それぞれ次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度においてその帳簿記載等差額をこの欄の上段に外書として記載します。</p> <p>(1) 適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延資産（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していたものを除きます。）…その適格組織再編成の日の属する事業年度</p> <p>(2) 合併、分割、現物出資、現物分配（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配を除きます。以下「合併等」といいます。）により移転を受けた繰延資産…その合併等の日の属する事業年度</p> <p>(3) 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産…その民事再生等評価換えが行われた事業年度</p> <p>(4) 連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産…その時価評価が行われた事業年度の翌事業年度</p> <p>(5) 非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産…その非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度</p>	左記の「前期からの繰越額 14」は、令和3年4月改正法規附則第1条第2号に定める日までは「前期からの繰越額 10」となります。
「同上のうち当期損金認容額 15」		<p>当期において償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却超過額の範囲内でその償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。</p> <p>「14」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。</p>	左記の「同上のうち当期損金認容額 15」及び「14」は、令和3年4月改正法規附則第1条第2号に定める日までは、「同上のうち当期損金認容額 11」及び「10」となります。
「翌期への繰越額 16」		「14」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	左記の「翌期への繰越額 16」及び「14」は、令和3年4月改正法規附則第1条第2号に定める日までは、「翌期への繰越額 12」及び「10」となります。

(3) 根拠条文

法 32、措置法 52 の 3、令 64～67

2 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

(1) この明細書の用途

この明細書は、令第 64 条第 1 項第 1 号(繰延資産の償却限度額)の規定により一時に償却ができることとされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「前期までに償却した金額 25」	当期前の各事業年度等において、期末評価換え等が行われた繰延資産又は当期以前の各事業年度等において期中評価換え等が行われた繰延資産にあっては、その期末評価換え等又は期中評価換え等によりその帳簿価額が減額された金額を、この欄の上段に外書として記載します。	左記の「前期までに償却した金額 25」は、令和 3 年 4 月改正法規附則第 1 条第 2 号に定める日までは、「前期までに償却した金額 15」となります。
「期末現在の帳簿価額 27」	「25」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	左記の「期末現在の帳簿価額 27」及び「25」は、令和 3 年 4 月改正法規附則第 1 条第 2 号に定める日までは、「期末現在の帳簿価額 17」及び「15」となります。

(3) 根拠条文

法 32、令 64

別表十六(七)

「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、中小企業者（適用除外事業者を除きます。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人（常時使用する従業員の数が500人以下のものに限ります。）が措置法第67条の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 1 「少額減価償却資産」とは、措置法第67条の5第1項に規定する減価償却資産で、その取得価額が30万円未満であるもの（一定のものを除きます。）をいいます。

2 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので御注意ください（中小企業者の判定については、87ページを参照してください。）。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「種類1」、「構造2」及び「細目3」	耐用年数省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造及び細目に従って記載します。機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を「構造2」に記載してください。	
「事業の用に供した年月4」	当期の途中で事業の用に供した資産について、その事業の用に供した年月を記載します。	
「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額6」	法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。	
「当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額8」		「8」の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

3 根拠条文

措置法67の5、措置法令39の28

別表十六(八)

「一括償却資産の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が一括償却資産について令第133条の2（一括償却資産の損金算入）の規定により損金算入額等の計算を行う場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「事業の用に供した事業年度又は連結事業年度1」	一括償却資産を事業の用に供した事業年度又は連結事業年度を、左の欄から早い順に記載します。	
「同上の事業年度又は連結事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額2」	事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額（以下「一括償却対象額」といいます。）を記載します。	法人が事業の用に供した取得価額が20万円未満の減価償却資産のうち、どの減価償却資産を一括償却の対象にするかは、法人の選択によります。 なお、一括償却の対象とする場合には、一括償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告書又は中間申告書（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、連結確定申告書又は連結中間申告書）に一括償却対象額の記載があり、かつ、その計算に関する書類を保存していることが必要です。
「当期の月数3」	(1) 当期の月数を記載します。 なお、仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合には、一括償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度においては6月ではなく当期の月数を記載し、翌期以後の事業年度においては6月と記載します。 (2) 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格組織再編成」といいます。）により引継ぎを受けた一括償却資産についてその適格組織再編成の日の属する事業年度の損金算入限度額を計算する場合は、その適格組織再編成の日からその事業年度終了の日までの期間の月数を記載します。	事業の用に供した日以後の月数ではありません。
「当期損金経理額5」	一括償却対象額につき当期において損金経理をした金額を記載します。	
「前期からの繰越額8」	前期のこの明細書の「翌期への繰越額10」の金額を記載します。	
「同上のうち当期損金認容額9」	当期に損金算入不足額がある場合において、前期から繰り越された損金算入限度超過額があるときは、その損金算入不足額に達するまでの金額を記載します。	

3 根拠条文

令133の2

別表十六(九)

「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が措置法第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）（震災特例法第 18 条の 6 第 1 項前段（準備金方式による特別償却）の規定により同法の特別償却若しくは割増償却の規定を含むものとみなして適用する場合又は平成 29 年改正法附則第 67 条第 3 項（法人の減価償却に関する経過措置）に規定する特例被災代替資産等につき同項第 3 号若しくは第 4 号の規定によりみなして適用する場合又は次に掲げる規定によりみなして適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

- ① 平成 28 年改正前の措置法（以下「平成 28 年旧措置法」といいます。）第 42 条の 6 第 6 項（中小企業等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
- ② 平成 28 年旧措置法第 42 条の 12 の 5 第 6 項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
- ③ 平成 28 年旧措置法第 68 条の 11 第 6 項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
- ④ 平成 28 年旧措置法第 68 条の 15 の 6 第 6 項（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

2 記載の手順

この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表十六(一)から別表十六(五)（法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年 4 月財務省令第 42 号。以下「令和 3 年 4 月改正法規」といいます。）附則第 1 条第 2 号に定める日から別表十六(六)を含みます。）までの記載をし、特別償却限度額を計算する必要があります。

この明細書の記載に当たっては、その特別償却の規定の適用を受ける各特別償却対象資産別に「1」から「28」までの各欄を記載します。

3 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
資 産 区 分	「種類 2」		繰延資産については、令和 3 年 4 月改正法規附則第 1 条第 2 号に定める日から施行されます。
	「構造・区分・設備の種類 3」及び「細目 4」		特別償却の対象となる資産が繰延資産である場合には、記載する必要はありません。 なお、繰延資産については、令和 3 年 4 月改正法規附則第 1 条第 2 号に定める日から施行されます。
	「事業の用に供した年月 5」	特別償却の対象となる資産が繰延資産である場合には、その繰延資産となる費用を支出した年月を記載します。	繰延資産については、令和 3 年 4 月改正法規附則第 1 条第 2 号に定める日から施行されます。
「当期積立額 7」		当期において特別償却準備金として積み立てた金額を記載します。	税効果会計を採用している場合には、その特別償却準備金に係る税効果相当額の金額を含めた金額を記載してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項																				
「当期の特別償却限度額 8」	別表十六(一)から別表十六(六)までの「特別償却限度額」の外書の金額をその特別償却の種類ごとに合計した金額を記載します。	左記の「別表十六(六)」は、令和3年4月改正法規附則第1条第2号に定める日までは、「別表十六(五)」となります。																				
「前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額 9」	前期分のこの表の「差引翌期への繰越額 16」の金額又は適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格合併等」といいます。）により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第52条の3第3項に定める合併等特別償却準備金積立不足額を記載します。																					
「当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額 15」	当期末以前1年以内に開始した事業年度前の事業年度又は連結事業年度において生じた積立不足額又は適格合併等により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第52条の3第3項に定める合併等特別償却準備金積立不足額で当期末までに積立ての対象とされなかった金額を記載します。																					
「合併等特別償却準備金積立不足額 21」	適格合併等により移転を行った特別償却対象資産に係る措置法第52条の3第3項に定める合併等特別償却準備金積立不足額を記載します。																					
「期首特別償却準備金の金額 24」	前期分のこの表の「期末特別償却準備金の金額 28」の金額を積立事業年度別及び特別償却対象資産別に記載します。																					
「均等益金算入による場合 ⁽²³⁾ × 84、60又は(耐用年数等×12) ²⁵⁾ 」	<p>当期分以外の積立事業年度につき、次により記載します。</p> <p>(1) 「$(23) \times \frac{\text{耐用年数等}}{84、60 \text{ 又は } (\text{耐用年数等} \times 12)}$」の分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。</p> <p>(2) 「$(23) \times \frac{\text{耐用年数等}}{84、60 \text{ 又は } (\text{耐用年数等} \times 12)}$」の分母は、特別償却対象資産の区分に応じ、それぞれ次によります。</p> <p>① 減価償却資産の場合 法定耐用年数の区分に応じ、それぞれ次によります。</p> <table border="0" data-bbox="582 1541 1126 1747"> <tr> <td>(法定耐用年数)</td> <td>(分母の月数)</td> </tr> <tr> <td>イ 2年</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>ロ 3年</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>ハ 4年</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>ニ 5年、6年、7年、8年又は9年</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>ホ 10年以上</td> <td>84</td> </tr> </table> <p>② 繰延資産の場合 その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間の月数の区分に応じ、それぞれ次によります。</p> <table border="0" data-bbox="582 1854 1126 1993"> <tr> <td>(支出の効果の及ぶ期間の月数)</td> <td>(分母の月数)</td> </tr> <tr> <td>イ 60月未満…支出の効果の及ぶ期間の月数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 60月以上120月未満</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>ハ 120月以上</td> <td>84</td> </tr> </table> <p>(3) 個々の特別償却対象資産ごとに計算された益金算入額が期首特別償却準備金の金額（措置法</p>	(法定耐用年数)	(分母の月数)	イ 2年	24	ロ 3年	36	ハ 4年	48	ニ 5年、6年、7年、8年又は9年	60	ホ 10年以上	84	(支出の効果の及ぶ期間の月数)	(分母の月数)	イ 60月未満…支出の効果の及ぶ期間の月数		ロ 60月以上120月未満	60	ハ 120月以上	84	<p>(1) 左記の「耐用年数等」は、令和3年4月改正法規附則第1条第2号に定める日までは「耐用年数」となります。</p> <p>(2) 左記の(2)②は、令和3年4月改正法規附則第1条第2号に定める日から施行されます。</p>
(法定耐用年数)	(分母の月数)																					
イ 2年	24																					
ロ 3年	36																					
ハ 4年	48																					
ニ 5年、6年、7年、8年又は9年	60																					
ホ 10年以上	84																					
(支出の効果の及ぶ期間の月数)	(分母の月数)																					
イ 60月未満…支出の効果の及ぶ期間の月数																						
ロ 60月以上120月未満	60																					
ハ 120月以上	84																					

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	第 52 条の 3 第 6 項第 3 号による益金算入額がある場合には、その益金算入額を控除した金額とします。) を超える場合には、その期首特別償却準備金の金額を記載します。	

4 添付書類

措置法又は震災特例法の規定による特別償却の規定の適用に代えて特別償却準備金として積み立てた場合には、特別償却限度額の計算に関する附表の添付が必要です。

5 根拠条文

措置法 52 の 3、平成 28 年改正前の措置法 42 の 6、42 の 12 の 5、68 の 11、68 の 15 の 6、平成 29 年改正法附則 67③、平成 28 年改正法附則 87、91②、108、114②、震災特例法 18 の 6

別表十八

「法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書」

1 この表の用途

この表は、普通法人が法人税及び地方法人税について中間申告又は中間申告に係る修正申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「税務署処理欄」			記載しないでください。
法人 税 額 の 計 算	「修正・更正・決定の年月日」	当期首以後6月を経過した日の前日までに最後に法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
	「法人税額」	前期の別表一の「14」の金額を記載します。 (注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、前期の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」(以下「個別帰属額の届出書」といいます。)の「12」の金額を記載します。	
	「同上的うち土地譲渡税額等及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」	前期に措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、前期の別表一の「10」の外書の金額を加えた金額を記載します。 (注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、上記に準じて前期の個別帰属額の届出書の該当欄の金額を記載します。	
	「差引法人税額」	前期が連結事業年度に該当する場合にはその前期のその普通法人に係る調整後連結法人税個別帰属支払額(法第71条第1項第1号(中間申告)に規定する掲げる金額に係るものをいいます。)を記載します。	
	「月数換算」	「同上の税額× $\frac{6}{\text{分母}}$ 」の分母の空欄には、前期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「修正・更正・決定の年月日」	当期首以後6月を経過した日の前日までに最後に地方法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。	
	「前課税事業年度の地方法人税額」の各欄	前期の別表一の「42」の金額を記載します。 (注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、前期の個別帰属額の届出書の「37」の金額を記載します。	
	「地方法人税額」	前期の別表一の「42」の金額を記載します。 (注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、前期の個別帰属額の届出書の「37」の金額を記載します。	
	「同上的うち土地譲渡税額等及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額に係る金額」	前期に措置法第62条第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、前期の別表一「10」の外書の金額の10.3%に相当する金額を加えた金額を記載します。 (注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、上記に準じて前期の個別帰属額の届出書の該当欄の金額を記載します。	
	「差引地方法人税額」	前期が地方法第16条第1項第1号イ(中間申告)に規定する最終の連結事業年度に該当する場合には、その前期のその普通法人に係る調整後連結地方法人税個別帰属支払額(同号イに規定する地方法人税額に係るものをいいます。)を記載します。	
「月数換算」	「同上の税額× $\frac{6}{}$ 」の分母の空欄には、前期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。		

3 根拠条文

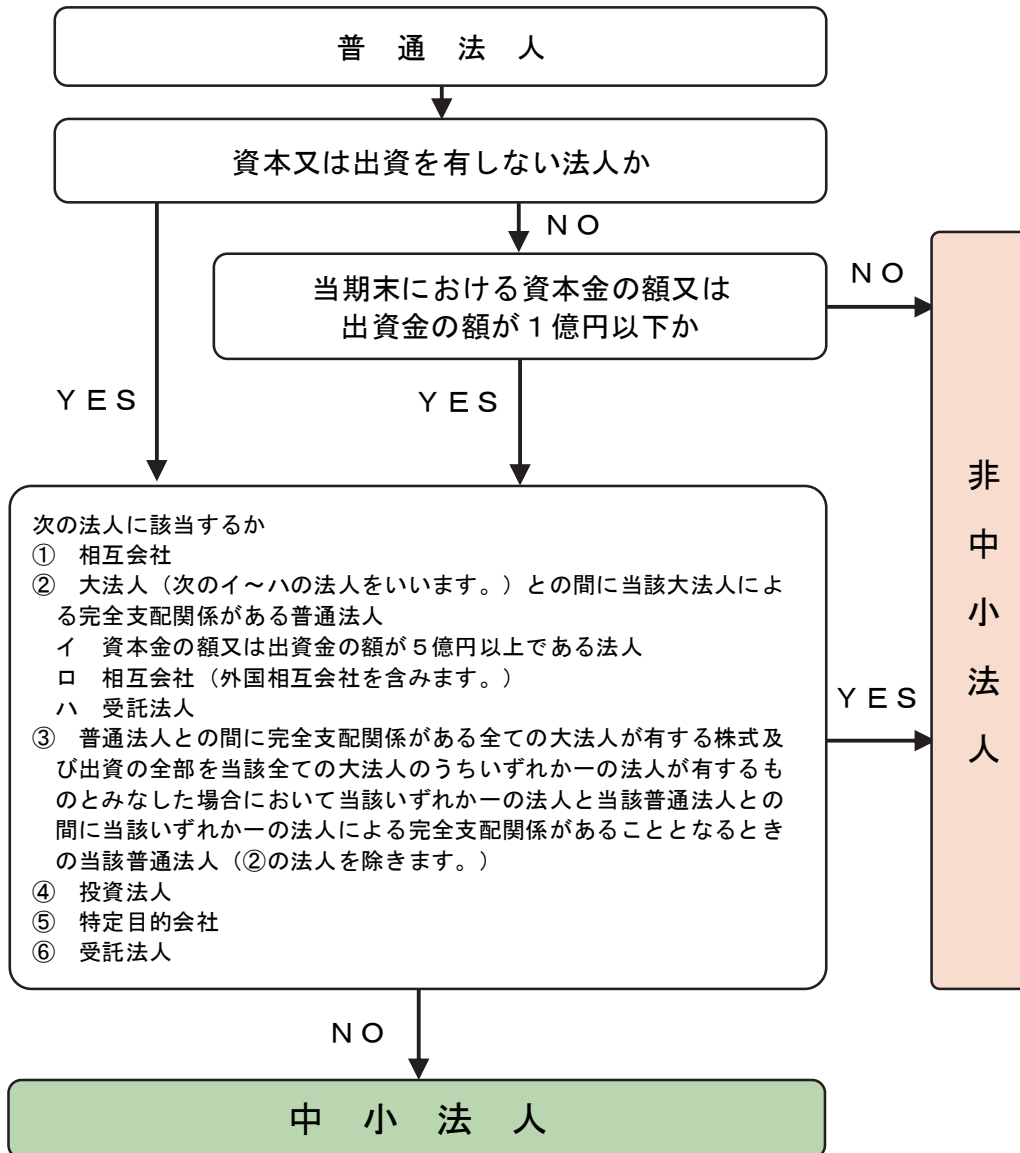
法71、規則31、地方法16、地方規則2

3 中小企業者の判定等

(1) 別表一における中小法人の判定

イ 法人税率の軽減措置

法人税額を計算するに当たり、中小法人等（一定の普通法人（中小法人）、一般社団法人等、人格のない社団等、公益法人等又は協同組合等）に対しては軽減税率が適用されます（法66②③⑥）。普通法人のうち軽減税率が適用される中小法人に該当するかどうかは、次により判定することができます。

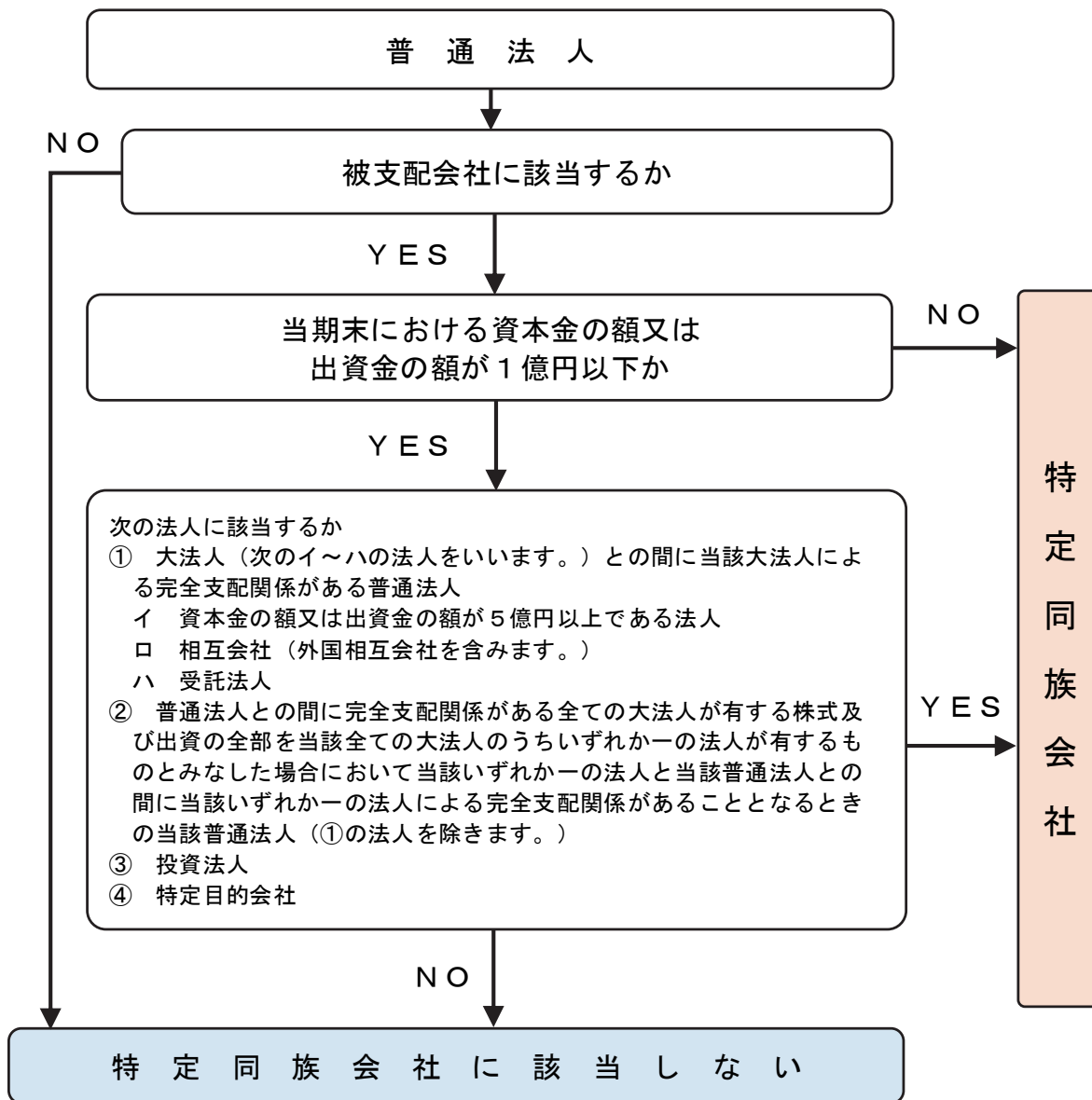


ロ 軽減税率の特例措置

中小法人等に対しては軽減税率の特例措置（所得金額のうち年800万円以下の金額に対する税率：19%→15%）が適用されます。ただし、適用除外事業者に該当しない場合に限り、軽減税率の特例措置が適用されます（措置法42の3の2）。適用除外事業者の判定については、87ページを参照してください。

(2) 別表二及び三(一)における特定同族会社の判定

特定同族会社に該当するかどうかは、次により判定することができます(法67①②)。



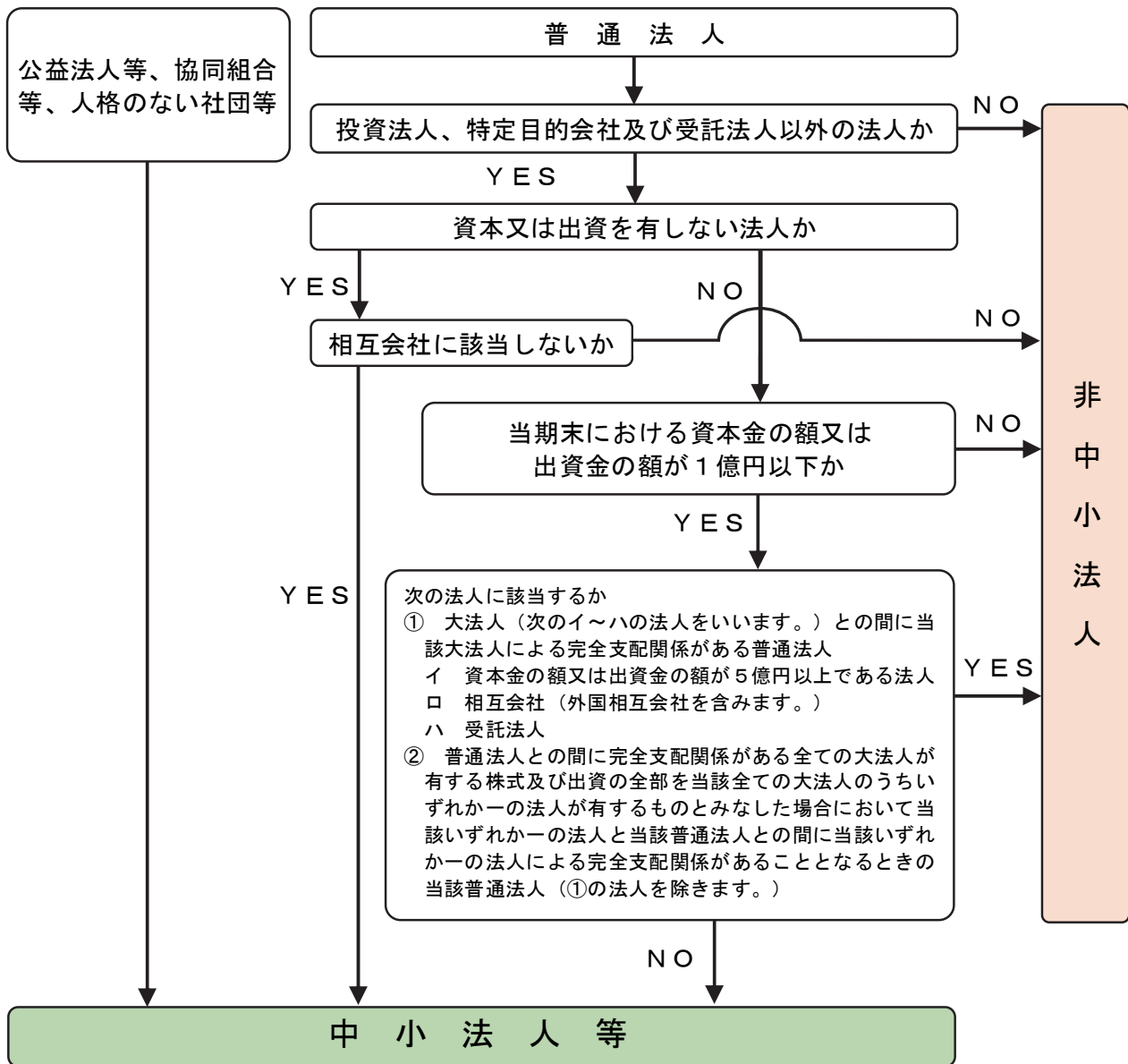
(注) 1 適用除外事業者の判定は必要ありません。

2 被支配会社とは、会社（投資法人を含みます。）の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。）の1人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合等におけるその会社をいいます（法67②、令139の7）。

なお、被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定することになります（法67①）。

(3) 別表七(一)における中小法人等の判定

中小法人等に該当する場合、欠損金額の控除限度額は控除前所得金額となります(法57⑪)。中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。

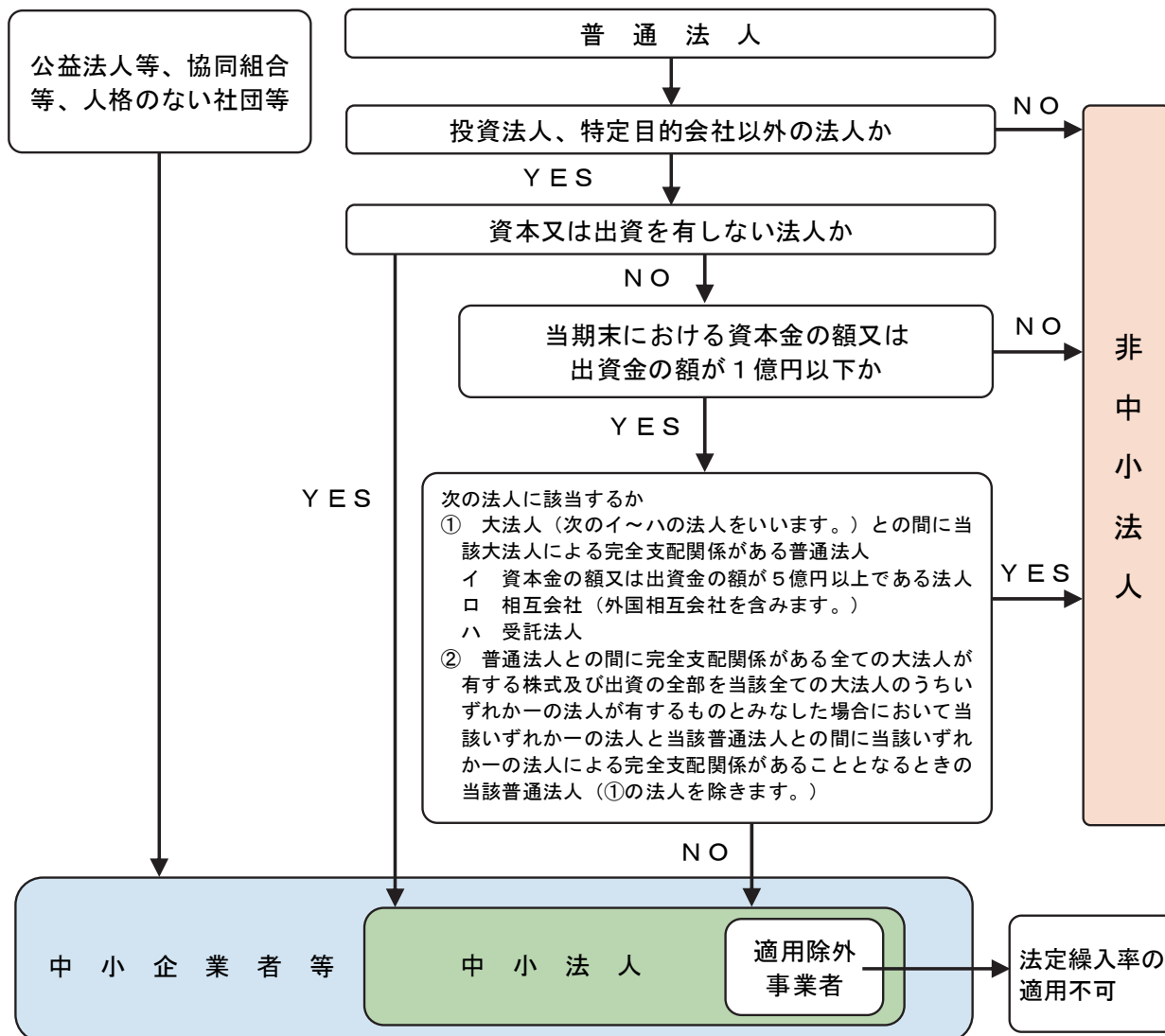


(注) 適用除外事業者の判定は必要ありません。

(4) 別表十一(一)及び(一の二)における中小企業者等の判定

イ 貸倒引当金の損金算入

中小企業者等、銀行、保険会社を含む一定の金融業を営む法人等は、一定の額を限度として貸倒引当金勘定に繰り入れた金額を損金算入することができます(法52①②)。このうち中小企業者等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(注) 公益法人等、協同組合等、人格のない社団等は適用除外事業者の判定は必要ありません。

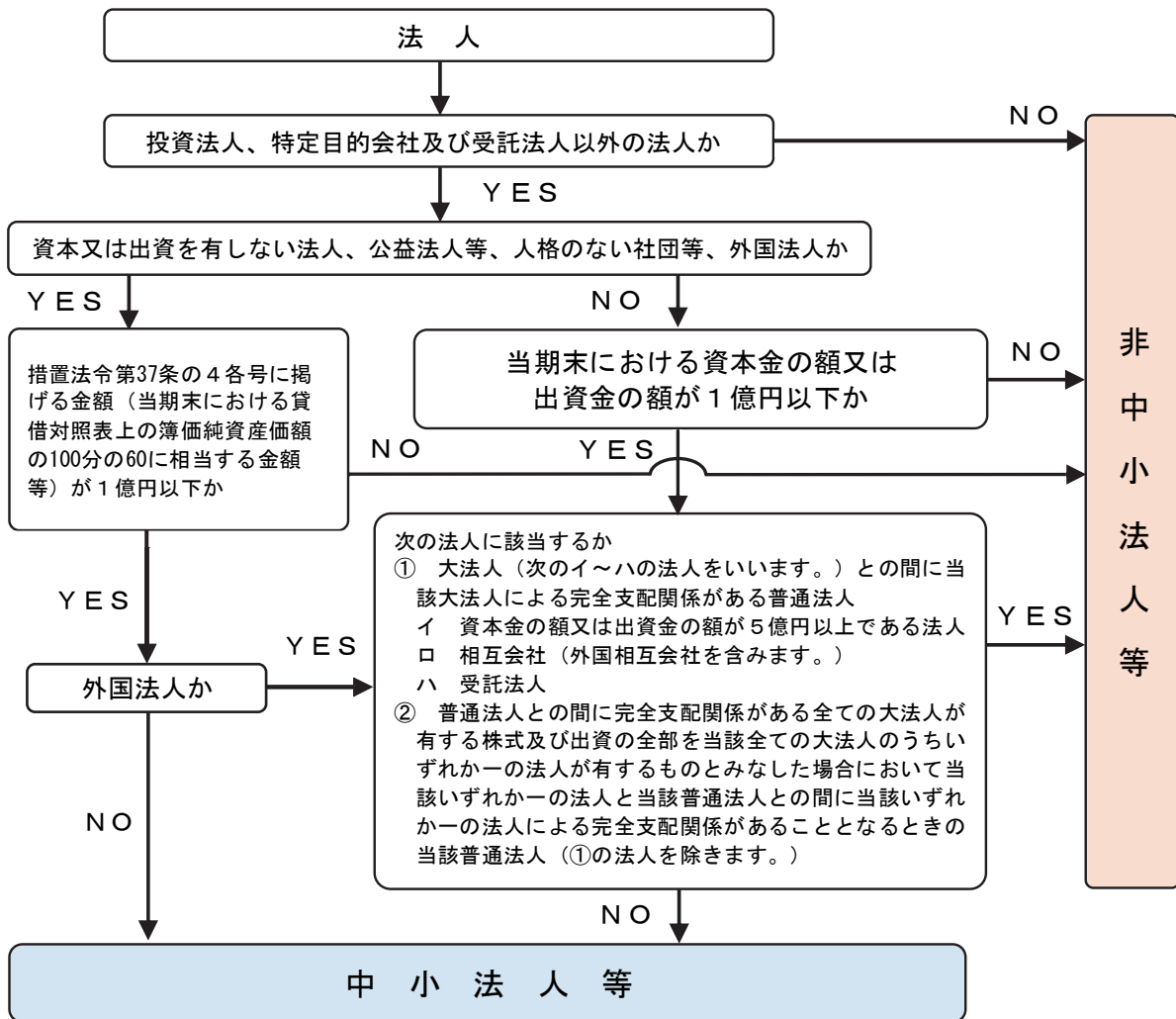
ロ 法定繰入率を適用することができる場合

中小企業者等(相互会社及び外国相互会社を除きます。)に該当する場合には、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算において法定繰入率を適用することができます(措置法57の9、措置法令33の7④)。

ただし、中小法人にあつては、適用除外事業者に該当しない場合に限り、法定繰入率を適用することができます。適用除外事業者の判定については、87ページを参照してください。

(5) 別表十五における中小法人等の判定

中小法人等に該当する場合、交際費等の損金算入限度額の計算上、定額控除限度額を適用することができます（措置法61の4②）。中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(注) 適用除外事業者の判定は必要ありません。

(6) 中小企業向け租税特別措置等の適用を受ける場合の判定

「中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除」(別表六(九)) などのように中小企業者等のみが適用を受けることができる租税特別措置(税額控除や特別償却等)や一定の取扱いが設けられています(上記(1)・(4)を除きます。)。各租税特別措置に対応する別表は次のとおりです。

No.	別表番号	別表名
①	六(八)	一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
②	六(九)	中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
③	六(十二)	特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書
④	六(十三)	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑤	六(十四)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 (※)
⑥	六(十八)	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑦	六(十九)	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑧	六(二十一)	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑨	六(二十二)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 (※)
⑩	六(二十三)	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 (※)
⑪	六(二十五)	中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑫	六(二十八)	中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑬	六(三十)	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑭	六(三十一)	革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
⑮	六(三十二)	事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書
⑯	十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

上記別表は、国税庁ホームページ(令和3年4月以降に提供した法人税等各種別表関係(令和3年4月1日以後終了事業年度等又は連結事業年度等分))に掲載しています。

No. ⑮の別表六(三十二)については、法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和3年4月財務省令第42号)附則第1条第2号に定める日から施行されます。

上記の各租税特別措置を適用する上で「中小企業者」に該当するかどうかは、次の「中小企業者の判定表」により判定することができます。

(※) 令和3年4月1日前に取得等をした対象資産についてNo. ⑤、⑨又は⑩の規定の適用を受ける場合には、次の「中小企業者の判定表」下の(注)の大規模法人から独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業等経営強化法の認定を受けたいわゆる事業承継ファンドの出資に係る部分に限ります。)及び中小企業投資育成株式会社を除きます。

(注) 適用除外事業者に該当する法人は、中小企業向け租税特別措置の適用を受けることができませんので御注意ください。適用除外事業者の判定については、87ページを参照してください。

中 小 企 業 者 の 判 定 表						
発行済株式又は出資の総数又は総額	a		大株 規 式 模 法 数 人 等 の 保 有 明 す る 細	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
aのうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額	b			1	i	
差引 (a) - (b)	c				j	
常時使用する従業員の数	d	人			k	
大規模法人の保有株式割合	第1順位の株式数又は出資金の額(i)	e			l	
	保有割合(e)/(c)	f	%	m		
	大規模法人の保有する株式数等の計(o)	g		n		
	保有割合(g)/(c)	h	%	計 (i)+(j)+(k)+(l)+(m)+(n)	o	
判定	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	「f」が1/2以上又は「h」が2/3以上の場合				⇒「中小企業者」 非該当
	資本又は出資を有しない法人	「d」が1,000人を超える場合				

「大規模法人の保有する株式数等の明細 i ~ n」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイ~ハの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人(次のA~Cの法人をいいます。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((イ)の法人を除きます。)

(7) 適用除外事業者の判定

適用除外事業者とは、中小企業向け租税特別措置の適用を受けようとする法人(以下「判定法人」といいます。)のその事業年度(以下「判定対象年度」といいます。)開始の日前3年以内に終了した各事業年度(以下「基準年度」といいます。)の所得金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(次の①~④に掲げる事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額)が15億円を超える法人をいいます(措置法42の4⑧八、措置法令27の4⑳~㉑)。

したがって、次の①~④に掲げる事由に該当することがなければ、単純に、合計で36月以上となる各基準年度の所得金額の合計額をその合計月数で除し、12を乗じて計算した金額が15億円を超えるかどうかで判定することとなります。

① 判定法人が特定合併等に係る合併法人等に該当すること【3号】

(注) 特定合併等とは、合併等(合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継)のうち、判定対象年度開始の日から起算して3年前の日(以下「基準日」といいます。)から判定対象年度開始の日の前日までの間に行われた法人を設立する合併等で事業を移転するものなどをいいます(措置法令27の4㉑一)。

② 判定法人が基準日から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において連結法人に該当していたこと【4号】

③ 判定法人が基準日から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において公益法人等又は内国法人である人格のない社団等に該当していたこと【5号】

④ 判定法人が外国法人であること【6号】

適用除外事業者に該当するかどうかは、次表により判定することができます。

適用除外事業者の判定表			
設立の日の翌日以後3年を経過していない場合			非該当
調整計算の要否		不要・要（措置法令第27条の4第22項第（ ）号）	
事業年度		各基準年度の所得金額 （別表一「1」等） （マイナスの場合は0）	(1) に対する法人税の額に係る 欠損金の繰戻し還付の金額の計算 の基礎となった欠損金相当額
		1	2
基準 年度	・	円	円
	・		
	・		
	・		
	・		
	・		
計			
基準年度の平均所得金額 （（1の計）－（2の計））／（3の計）×12			4 円
調整 計算 が「 要 」 で あ る 場 合	(1の計)－(2の計) ((3の計)>36の場合には、 (((1の計)－(2の計))／(3の計))×36の金額)		5
	合併等調整額		6
	加算対象連結所得金額		7
	計 (5)＋(6)＋(7)		8
	平均所得金額 (8)／3		9
適用除外事業者の判定 (4)又は(9)>15億円は該当)			10 該当・非該当

イ 設立の日の翌日以後3年を経過していない場合には、適用除外事業者に該当しません。ただし、上記①～④等の事由に該当する場合には設立の日に一定の調整をして判定を行うこととなりますので御注意ください。

ロ 上記①～④の事由に該当する場合には、「調整計算の要否」の「要（措置法令第27条の4第22項第（ ）号）」欄に該当する号（上記①～④の【 】の号）を記載します（複数の号に該当する場合は全て記載します）。この場合、基準年度の平均所得金額に一定の調整を加えて計算した金額（「5」から「9」までの各欄）により適用除外事業者の判定を行うこととなりますので御注意ください。

ハ 「合併等調整額6」には、措置法令第27の4第23項第3号から第6号までに規定する合併等調整額を記載します。

ニ 「加算対象連結所得金額7」には、措置法令第27の4第23項第4号ロに掲げる金額（「6」欄の金額の計算の基礎とされた金額を除きます。）を記載します。